

可認物便郵種三第

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

NO. IX. OCTOBER, 1900.

VOL. XIII.

明治廿一年五月副刊

本月一回定期發行

明治三十三年

監獄協會雜誌

十月二十日發行

第 拾 三 卷

第 十 號

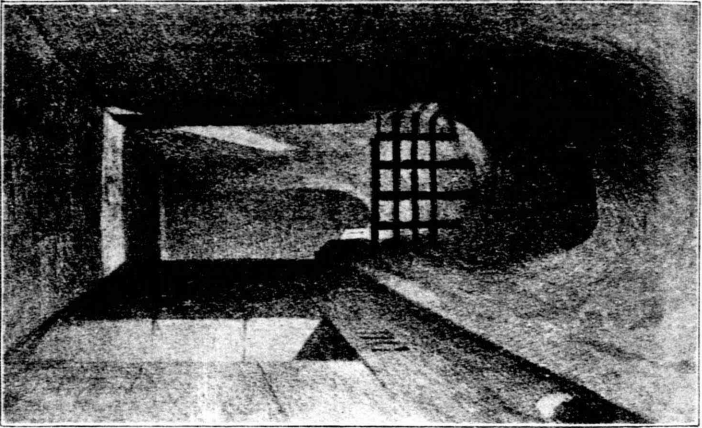
監 獄 協 會 發 行

第拾三卷第十號目次

第拾三卷第九號目次

○會説	●監獄監督二三話	(一頁)	○會説	●新日本者に買す	(一頁)	
○論説	●清浦司法大臣獄制意見	(六頁)	○論説	●清浦司法大臣獄制意見	(五頁)	
●刑法改正	富井法學博士口述		●條友注	清浦司法大臣獄制意見		
●感死刑論	早崎春香	(二七頁)	●司獄官特別任用の範圍を擴張すべし	有馬國太郎		
○講話	●拘禁法と獄建築(第二)	山上義雄	●條件別裁判論(第三)	早崎春香		
●録	●國庫支辨法施行概報	(三二頁)	●精細の聯絡(第三)	白井青峰		
●獄構造の制定は如何	上田浪生		○講話	●萬國刑事聯合會及其目的(北海道典獄協會に於ける講話第五回)	(三二頁)	
●愈々監獄の名稱を改めるの必要を感じ	露堂主人		●實務演習(第五回)	F.グトル、クルーゼン		
○通	●愛媛保獄場	原胤昭	○海外通信	●小河事務官より清浦法相への來翰	(六五頁)	
●秋田縣出獄人保護事業	空知 四六居士		○特別寄書	●監獄局長の反省を望む	瀧和 山川白骨	
●空知分監署四回講習會			●條件付出獄願を望む	瀧和 山川白骨	(六六頁)	
●野口、原縣長一家の不幸及美學			●監獄局長に望む	瀧和 山川白骨		
●香川縣監獄茶話	再興の概況					
○時々のくわ	●數拾行	(五一頁)	○雜報	●小松原校長演說	清浦司法大臣の演說	安樂醫學
○統計	●明治三十三年七月末日現在監入員表	(六五頁)	●局長演說	北國典獄協會概況	假出獄監獄概況	假出獄監獄概況
○寄書	●監獄の管理に主務省の直轄を要す	直 目生 (六八頁)	●點檢の上申に就て	月報轉本を添付するを要す	看守	看守
●會	●數拾行	(五七頁)	●點檢の上申に就て	月報轉本を添付するを要す	看守	看守

(法學士岡田朝太郎君寄附)



## ○口畫の説明

法學士 岡田朝太郎

口畫の亞鉛獄及び井戸の牢と云へるは共に伊太利のヴェニス市の舊領主の御殿の中にあり亞鉛獄は屋根裏にありて井戸の牢は牀下にありされば何れも獨立一軒立の牢獄にあらざ舊領主の御殿の一部分なりと知るべしヴェネチアの第一の領主の居を構へたるは西曆紀元八百十四年にして其後五度改築し現今の殿堂の壯大美麗なることは該所に遊ぶ者の常に嘆賞する處なり外面より見れば到底其一部分に慘憺たる牢獄の隠れ居ることを想像する克はず

亞鉛獄は伊太利語にてピオンピと云ふ堂の東南隅の天井裏にありしなり亞鉛を以て屋根を張詰めありしより斯くは名く西曆千五百九十一年以來豫審獄として用ひ來りたるがカザノバと云へる名士一七二五年生一八〇三年死政治上の犯罪の爲に千七百五十五年に捕はれて此獄に繋かれ後に其處より逃亡して千七百八十八年に右の入獄始末を公にせり之が爲にピオンピ獄の名は信々擴まりたるは疑を容れず口畫に示せるシルヴィオベリコと云へるは千七百八十九年に伊國サルツツと云ふ所に生れ佛國里昂市の大學に文學を修め千八百十年伊國マイランド市の孤兒院の佛

語教師となれり傍ら有名なる文學上の著作を公にせり後千八百十九年の(？)頃當時屈指の名士シスモンデ、ロマキヨシ、マンソンニ等と謀り自由思想を傳播せしむるの目的を以てコンチリアトリ(調和)と名くる新聞を起せしことあり(ロマキヨシはパッサアの市)法科大學にて多年刑法を講じ後刑法の創世紀ジュネズと名くる書を著はせる當時第一流の刑法家なり)翌千八百二十年ビエモンネ、ブルス兩州に革命起るに方りベリコは其使職者の一人ならんとの嫌疑の爲にマイラントにて捕はれ捕縛の月日は同年の九月十三日也(翌年一八二一年二月廿日前述ヴェニス市の亞鉛獄に移さる法官は之を有罪と斷し死刑を宣告したるも恩典により十五年の重き繫獄(刑名なり伊語カルチェレ、ドロと云ふ)に換へられ九年の後放免せらる千八百三十三年に以上入獄中の始末を記事体に編して公にしたるに佛譯のみにて十種の多きに達したるを見れば此書の如何に世人に歡迎されたるかを知るに餘あり(余の所有するは千八百四十三年巴里刊行書入の佛譯にして其文の輕妙なる其記事の確實なる特に其著者の理想の高尙なる眞に稀に見る所の好著とす)口書はベリコの著作に依らザアルボズ及マク兩氏合著の歐洲著名の牢獄と題せる八冊本の第八卷亞鉛獄及ベリコ入獄始末の挿畫を採れり連夜鼠に襲はれ安眠する克はず非常に苦みたりと云ふ斯の如きは刑罰以

外の刑罰と謂つべしベリコは千八百五十四年に死せりと雖も其名著は此先ども永久に生殘るべきなり右亞鉛獄は或る書には千七百九十七年に取毀られたるよし記載しあれども後修繕して復び使用したるものかベリコの該獄に繫れたるは千八百二十一年の事なり殿堂は内外共日と時間とを限りて一般公衆の縱覽を許せども亞鉛獄の跡は刑段の許可なき者の立入ることを許さず余は昨年ウニスの九月ウニスに逗留中特許を得て上りたるが何年頃か總て取毀ちて少しも其跡なかりしを更に書類を參考し舊圖書を據所とし再び昔の獄屋の様を造りて世人に示さんどて工事中なりしが故に今年頃は或は既に出來し居るやも知らず

井戸の牢と云へるは南殿の牀下にあり公衆の縱覽を許しあるが故に該所に遊ぶ者は太抵之を一見せざるはなきを以て我日本の人にして之を見たる者も餘程多かるべし何時頃出來上りたるものか之を詳にせずと雖も十四世紀即ち千三百年代に既に存在し居りし事は確實なり其理由は第一の領主の居を構へたるは九世紀の初にして其時既に此牢を造りたるや否は明ならざれども夫より殿堂を建増しなどして南方の一棟の千三百年代の初に出來上りたる事は信すべき記録ありとも云ひ井戸の牢の其牀下にあるより推せば其前に造られしは論を俟たざるのみならず其頃の

此牢に關する取締乃至慈善家の寄贈後に詳なり等の關係書類今に傳はり居るより推せば右に述ぶる通り七八百年のものたるは毫も疑を容れず尤も井戸の牢といふ名稱は十七世紀即ち千六百年代以後世人が斯く云ひ來れるものなりヴェニス全市が海濱の埋立地とも云ふべく水上に一市を擗へたるものなれば家の外部は直に水に接し牀より以下は水平線以下に位するより斯る形容名を附したるに過ぎず牀下ながら更に上下二層あり一間半に二間位の室上層に九下層に九間取の工合杯も余詳しく之を調べ圖も調成し置きたれど今は止た其大要を記すのみあり一室毎に名を附けあるなり其名はシユヌチアナ、ベレキア、レモンダ、など昔の貴族の苗字を附けたるもあらばインヘニルメリア(病室)、ドンネ婦女室、コルテゼ(誘拐者)、ガレオタ(ガレルト名くる船漕の刑に處する者といふ義、など中に繋ぐべき罪囚の分類名を附けたるもありアボガドラ(法官と稱するは一時の未決拘留の爲に用ひたる一小室の名なるが入口が恰も竈に似たるよりアオルネットといふ異名を呼ぶともありしと云ふ其他ブルカナとて昔の神話の神の名を附けたる者、プレスカジョイヤ(新鮮なる喜び)などの理想名を附けたるものなどあり數百年前の落書の壁に残れるも少からざるがユメの九號と番號を附したる一室に番人などの業にや、我が信愛する人々は神之を守護

せん我の信愛せざる人々(罪人を指す)は我之を守護せん、との名句彫付けありて甚た有名なりオルバ(盲目の義にして恐く闇室なりしならんなど云へるは最も苦き室なりしと云傳ふれど之と他の一二室とは二百餘年前に毀たれて今は無し每室の大さは多少の差あれども大抵一間半に二間天井の高さも一間半位の者にして土藏造とも云ふべき堅固なる石壁を以て相互の隔となしあり明取の窗は一尺五寸に二尺位のもの止だ一個なる上に牀下の事なれば如何なる日中にも燈火なければ同室内の者の顔も見えかぬ程なり従て空氣の流通などの悪しきも勿論なり以前に遡る程刑の方法も慘刻にして加ふるに拷問も行はれたる事なれば囚人の待遇は今聞くばかりにては肌を粟を生ずるの類多し但し何れの國何れの時代にも仁君もあり慈善家もある習にて千三百六十二年に羅馬法王より此獄の囚人の待遇に關し寛大なる布令を達したることあり又千三百三十年、千三百七十二年、千三百九十一年、四年、八年などには慈善家が死に臨んで巨萬の遺産を此獄の囚人の爲に贈り、貧賤の爲に囚はれたる者を救ひ、或は燈火を給するの資に充て、或は正月にパン、葡萄酒、玉子食鹽などを分與せしめたる例あり當時の十人會議國政を討議する元老院の如きものにて、も牢内に配附するパンは極めて精選すべきの議を決し(一般に副食物を與へずパン

と水のみなるを以てバツ自身は十分美味のものを與へんとの主旨なり粗悪なるバツを供したりとてバツの嚴罰されたる實例二回記録に存す又何處までも此主趣を貫徹せんとて當時の海兵に供するバツを與へたることもありと云ふ千四百四十二年以來は義談なる辯護士が無資力なる囚人の辯護を無報酬にて引受けたること、僧侶が病囚の看護及び囚人一般の待遇の監督をなしたることあり拷問に付せんとする囚人は先づ外科醫をして果して其拷問に堪ゆるや否を檢案せしめ又幼者壯年者は老囚と室を異にせしめたる等其政の績も甚からず千六百年代より以後は主として二間程の河を隔たる新築獨立の獄を使用し井戸の牢の方は餘り使用せざりしといふと雖も千七百九十七年中にソミン(隱告罪にて)アンドレア(密輸入罪にて)ボルニ(強盜殺人にて)ブリム(妻を殺して)の四名此獄に在りしは確なり下層の一偶に死刑執行の爲に充てたる一小區域ありて國事犯者の死刑は一般に其所にて密行し遺骸は窓の如き小き口より直ぐ外なる河へ出し船にて十町足らずのシントミカエル島へ送らしめたるに反し非國事犯の死刑は御殿の前面の廣場にて執行したるなり其廣場に面する御殿の前部の二階は數十の丸形の石柱を列したる廊下造となり居りてチツマルコと云へる寺の方から數ふれば十三本目と十四本目との間は即ち死刑

の宣告及び檢視の場所に充てられたるものなり余現に死刑執行の實景を寫せる圖を所有す井戸の牢の下り口を左折すれば對岸の新築獄と云へる(修繕を加へて目下は現今風の監獄に充つ)に連絡を付けたる橋あり下なる水面より云はゞ日本屋の地位の高さありて左右は小窓一個つゝを餘し他を蔽ひ屋根をも設け外部よりは少しも往復する者の面を見ることが克はず以て新獄と殿堂内の裁判室との往復に充つアントニオ、コンチノと云へる技士の手に成り千五百九十五年の起工千七百五年の落成にしてポソテ、テイ、ソスピリ(溜息橋の義と名く今より見れば溜息を以て名とすべきもの豈獨り此橋のみならんや

十四世紀即ち千三百年代に井戸の牢の囚人に對して成る可く寛大の處置をなしたること前に述ぶる如し元來十二世紀十三世紀十四世紀の頃は伊國の法律家が切りに古羅馬の法制を取調べ之を今日に傳へたるのみならず更に其意見をも加味したる數多の著作は歐洲北部即ち獨逸等の學者に南歐の古制乃至學說を紹介し十五世紀北歐の諸侯の立法に新生面を開き一轉して十六世紀の初めに(千五百三十二年)は南北の思想の合一したるチャアレス五世の刑法(カローナと名く)の頒布を見るに至りたる所謂温古知新の時代南北交想の時代なるを思へば亞鉛嶼井戸の牢などの名

を口にする毎に單に古跡に對する懷舊の情に堪えざるのみならず忽ち亦當時の學者の千辛萬苦益を後世に遺したるの徳に連想し地下の先輩に對する敬愛の情禁ずる克はず此外伊國にて今日に傳はれる牢獄中羅馬には二千年以上のもの一個あり井戸の牢に比すれば今一層古くもあり構造も全く異り居りて羅馬史上著名の士の之に囚かれたるもの少からず折を見て詳述することあるべし今日の獄制に迄進み來るには何千と云ふ歲月と何万といふ學者實際家の考究とを費し來れるものにして尙今後の改良の前途も遼遠なりと謂はざる可らず人事諸學の難き何ぞ夫れ斯の如く甚しきや



## 監獄協會雜誌第十三卷第十號

(明治三十三年十月二十日發行)

### 會 說

#### ○監獄監督制に就て

吾人の年來監獄費國庫支辨を絶叫したる所以のものは素と行刑の統一獄務の改善を期せんが爲めにして此等の目的を達せんとせば少くとも全國の各監獄監督をして直接同一機關の下に隸屬せしむることを必要とし従て先づ其の費用をして同一財源に依らしめ而して後管理の同一を希望するは事の順序として當さに然るべき所と確信したればなり既に監獄費國庫支辨を遂行したる以上は次に來るべき問題は監督の方法如何ならざる可からず之に就ては少くとも三個の説を想像せざるを得ず曰く現行の如く地方長官をして監督の任に當らしめ中央政府は唯間接に之が監督を行ふこと(一)説曰く直接監督の任は相當の機關を設けて之に充て中央政府は間接に監督の任を帯ぶること(二)説曰く中央政府をして全く直接に監督せしむること(三)説是なり第一説の不得策なるは同人社會の普く認むる所而して第二説に至て

は少しく言を要すへきものあり如何となれば直接監督の任には監獄の知識経験を備へたるものを選び恰も北海道集治監典獄の各分監に於けるか如く警視廳第四部長の府下各監獄に於けるが如く爲さしむるを以て得策なりと論するものなきを保せされはなり

斯の如く中央政府をして唯獨り間接監督の任に當らしむるは予輩全然不同意を唱へざるを得ず予輩の多年監獄改良を唱道したる所以のものは全く獄務の統一、行刑の公平を計らんが爲めなるに外ならず監獄費國庫支辨も亦此趣旨に依りたることは議會提出の理由に徴するも明かなり然らば別に直接の監督機關を設くるものは、則ち是れ獄務の統一、行刑の公平を保つこと能はざるものにして否らずんば、冗官を設くるに過ぎざること言を要せざるへし若し夫れ全國監獄を統一する所の直接機關を設くるものとすれば徒らに冗官を置くものにして適當の場所相當の位置に數個の監督機關を置くものとすれば獄務の統一を如何せん加之從來の經驗に依れば機關の介立は事務處辨の上に於て敏活を缺き事情の能く疏通するを得ざるの虞あり徒らに經費を増加せしむるに止まり何等の効果を見る能はざるのみならず寧ろ却て其弊害あるが如き制は予の大に探らざる所なり結局是等の監督機關は何が爲

めに之を置くの必要ありや獄務の統一を缺き事務處辨に迂踈なりとすれば採るへきの點何處にかある或は謂ふ者あり獄務の統一は寧ろ此方法に依て達し得べしと是れ非なり警視廳内の各監獄若くは北海道の各分監に於けるが如く一監督機關内に存在するの各監獄は或は統一を得んも之を他の機關内の監獄と對比し來れば其徑庭する所却て今日よりも甚大なるものあるを見ん此の如く監督機關の數の増加するに従ひ統一を缺くと亦之に比例して増加するに至るは理の親易き所何ぞ一刀兩斷直轄の快舉に出てざるや區々たる婆心感情は此際容るへきに非ず或は謂ふ事務處辨の上に就て却て利便を感ずと此説の採るに足らざるは北海道集治監若くは警視廳の實例に徴して明かなり予輩は之に就て多く絮説するを好まず唯介立の機關は取次の仲立に過ぎずして照會回答數次の煩務を増すに過ぎざること謂ふを以て足れりとせん恐くは讀者の胸中自から諒得するものあらん

歐米諸國に於ける監獄監督の方法は必ずしも模倣すへきに非ずと雖も亦多少參考の資料たらずんばあらず

米國の監督制度は一種異様の觀あり即ち合衆國は普通の刑法並に裁判所を有し而かも亦各州に於ても特別の刑法及裁判所を有す而して合衆國に於ける囚人は州に



於ける囚人と同しく州立の監獄に拘禁せしめ特別に合衆國の囚人監なるものを設けず故に其政府は之に就て監督するの權能なく唯僅かに州立監獄に拘禁するの事實あるのみ是を以て囚人は州を異にするに従ひ待遇上著るしく寛嚴の度を異にする雖も政府は刑罰上に關する事項は主として各州に一任するを以て之に容喙するの權能を有せず是れ米國監獄の弊習にして識者の夙に慨嘆する所なり

英國に於ては千八百七十八年四月より即ち監獄費國庫支辨實行の際より各監獄を以て内務省の直轄に屬せしめたり

佛國に於ては監獄は總へて内務省の直轄とし唯陸軍監獄は陸軍省、海軍監獄及殖民監は海軍省、巴里監獄は巴里市廳、刑事被告人の押送は司法大臣の職權に屬するの例外あるに過ぎず

普國は懲役監を内務省の直轄とし禁錮監を司法省の直轄と爲す

伊國に於ては監獄監督權は内務大臣に存し典獄及上等司獄官の任免を掌り地方廳は直接に監督を行ひ下級官吏の任免を專行す

豫州に於ては監督權は地方廳及他の直接監督官廳を待つて司法大臣の職權に屬す地方廳は事件の細小なる點に就て監督を行ひ直接監督官廳は第二次として比較的

事件の重大なるものに就て監督を行ふ

斯の如く歐洲先進國に在ては多くは直接に中央政府監督の實を行ふものゝ如し固より豫州及米國の如きもの存せりと雖も是れ何れも皆沿革上より出てたるものにして今日に在ては其の弊を認め之が改良を行はんとするの意あるものたるなり

要するに第二説は如何なる點より觀るも監督制の宜きを得たるものに非ざるを以て結局第三説の直轄制を採るを正當と確信す是れ實に予輩一個の私見に非ず前説所載の記事に依れば法相も亦此の如き意見を有するものゝ如し果して然らば今日之を噉々するの必要なきに似たりと雖も而かも亦之に就て異説を狹む者なきにも非ざると以て我輩は茲に之を言明し所見を披陳するの無益に非ざるを信じ終に言及びたるのみ若し夫れ卑見にして當然の言なりとし再顧の價値なきものとすれば我輩の至幸亦之に過ぎざるなり



論

説

# ○清浦司法大臣獄制意見 (前號の續)

監獄費は既に國庫の支辨に歸し官制改正の結果監獄事務の主骨も亦變更せられたるを以て將來の監獄計畫上に對する策論等に就ては新聞紙上往々散見する所なり其の論する所を吾人の眼より之を見れば問々粗放複雑の憾なきに非ず此の如きは徒らに疑惑を増すに過ぎざるを以て此際當局の意見を確むること必要なりと信ず今日日本會記者司法大臣を訪問し問ふに數項を以て大臣は其之に答ふるに先づ一日本會記者司法大臣を訪問し問ふに「將來國家の体威に關し事情頗る重大なるものあり且監獄行政は一種專門の事業に在りて他の一般行政とは異なり其趣を異にし彼の當局者より一當重きを以て之に着手すに至らざるは財政上諸般の點より如何に置て監獄行政の上には殊に注意すべし」云々の如き措置は後に入つては着手すべし」云々の如き深く考へつゝあるを以て未だ省議決定したるものなし且今日主務局を以て之を非すとて樓々數言を罄し吾人に訴ゆる所と見なすに及んで其の疑團全く氷解し雲霧を排して天日を見るの想あり歸來監獄の有望なるを觀し筆を採て之を録し以て同感の士に示す其文字固より閣下の高見を寫すに足らず字句の末に於て多少の差異あるを免かれずと雖も大體の要旨に至ては誤謬なきを信ず讀者覽るに及んで首句の末に拘泥するなぐんば幸甚

本會記者識す

問 監獄の管督及廢止分合に關する高見は聞くを得たり希くは將來に於て我邦の

答 探るべき監獄拘禁の制度に就て聞くを得べきか

答 監獄拘禁の制度に就ては古來幾多の議論あるに拘はらず今日に於て分房制を採るの可なることは一般の通説となるに至れり分房制の始めて行はるゝに當てや刑法學者並に一部の監獄學者は之に對して種々の非難を加へ甚だしきに至ては精神病者を産出するの基なりとの攻撃ありしも今日に至ては非難の聲漸次に消滅して復た餘蘊を止めざるの實況なり然りと雖も今日直に我邦に於て分房制を採用する上に就ては先づ第一考慮を要すべきものあり即經費の點はなりとす分房制一監の新營費は同數の囚員を容るべき雜居監の三四倍を要するは事實の免かれざる所なり而して一方監獄構造の實態を顧みるに敗類腐朽殆んど其の用に堪へざるもの多からず或は然らざるも今尙米廩倉庫を修補したるものを以て監獄に充て若くは十數年前の粗雜なる建築に係り到底今日の監獄建築の法則に合はざるもの比々として然らざるはなし然るに之に要するの建築費は固より定額の存するありて多數の監獄を營造する能はざるや勿論なり故に此等の不全なる諸監獄中事の緩急を計り順次着手し十數年を期して始めて全國の監獄を新營するの舉に出てさる可からず既に經費の事情よりして多少の掣肘を蒙むる

は免かる可からずとせば各監獄をして悉く分房制たらしむることは容易に爲し得へからざる事ならんと信ず加ふるに監獄の性質種類に依り或は拘留監に在ては罪證湮滅を防ぐが爲め若くは先づ初めて監獄に入りたるが爲め特に罪惡の傳播を防ぐを要するとの理由よりして成るべく分房制を採るを要すと雖も幼年監の如きは或は雜居の家族制を採らしむるを必要とすることあるべく普通囚人監に在ても晝間雜居夜間分房又は雜居制を混用するの利益ある場合全くなきにしも非ざるへし此等の理由あるを以て原則としては固より分房制を採らざる可からずと雖も經費の點其他拘禁者の種類及其狀態等に應じて多少の斟酌を加へざる可からざるは勿論なり

分房制を施行するに付ても亦重要な關係あるを以て序てに一言せむそは他にあらす入監者を減少すること。是れなり我國の監獄は少きも五六百人多きは二三千人乃至四千人を收容せり箇様の勢にては經濟上戒護上感化上其他諸般の點に於て改良施設せむと欲するも困難至極なり故に監獄を改良せむとならは先づ第一に入監者を減少することを講せざるへからす入監者を減ずるは即ち改良を容易ならしむるの方便なり今般刑法改正の業は將來監獄に一大影響を及ぼすや論を

談たす幸に其結果は入監者を増加するよりは寧ろ減少するの傾向を呈すへし  
第一刑の執行の猶豫及免除第二監視を附加する罪の種類を狭少にし繁密なる監視規則を改め被監視人に義務を負担せしむることなり専ら警察官廳をして主動的に監視を執行せしめ其目的を達せむと規定したること第三偶然の輸贏に關し財物を以て博戯又は賭博を爲したる者は單に罰金に處し一時の娛樂に供する物品を賭したる者は論せざることの如きは其最顯著なるものなり其他各條に涉りて細釋すれば一にして足らざるへし

恩赦は格別とし假出獄及保釋責附の如き立法の精神に基き寛大の主義に従ひ之を善用すれば在獄者を減少するのみならず人をして自新の念を起さしめ亦以て人權尊重の大義に合ふへし是等の處分は百尺竿頭猶一步を進むるを要す

從來警官は犯罪を多く檢舉するを以て職務に忠實なりと觀念し自然緊網を張りて細鱗をも打了して漏らさず得々たるの風ありしか近來學理及經驗の進歩上大に其趣を一變したり檢事は公平適正を標準とし濫に起訴せず裁判官は審理を敏活にして延滞を慎み刑の適用寬嚴其度を失せざることを勉む是等諸般の注意は

近來其效を奏し統計表上著しく在監者の減少を見るに至れり今後一層力を爰に用ゐるれば猶著しく數字の減少を現出するや疑なし是れ人道の大義の爲り又國の經濟の爲り決して忽にすへからざる事なり

社會的慈善的專業は從來萎靡して振はさりしか近來世運の進歩人文の發達と共に是等の事業退々設備を見るに至れり將來國家及自治團體に於て其發達を助長し個人に於ても亦一片の温情を表し數行の快涙を澁くに吝ならされは犯罪を防遏し得て獨り吾人の生存する社會を清潔ならしむるに至るのみならず亦監獄を清潔ならしむる餘地を存するに至るへし

問 監獄の建築は歐州に於ける多數監獄の如く煉化造にして二層建とすへきや若くは一層建とし木造と爲すへきや

答 將來に於ける監獄の建築は主務省に於て専門技師専ら其任に當り設計企畫等總て之を爲すを以て從來に比し或は一層其完整を告ぐるに至るへきか而して其詳細の點に至ては固より専門技師に非ずんば到底能く之を説明する能はずと雖も若し夫れ強て私見を求めんか或は我邦の監獄に於ては一層建にして煉化造と

可とすへきに似たり固より監獄の構造は華美を避くべきは言を俟たずと雖も而かも之を煉化造と爲す所以のものは戒護上極めて便利にして且腐朽脆弱に至るの虞なく殊に分房制を採用するとせば房内に於て作業に従事せしめざる可からざるを以て多少の器具を貸與せしむるの必要を生じ殊に現行の規定に於ては冬期勞働時間短少にして良民と權衡を得ざるの嫌なしとせず場合に依りては歐州各國に於けるが如く夜業せしむることなきにあらざる從て木造は此點に於て危険不便を感じるのみならず煉化造に比すれば又比較的多数の吏員を要するは實際免かる可からざる所なり故に予は成るべく煉化造と爲すを可と信ず是れ獨り戒護上の點のみならず經濟上に於ても亦適當と認むるものあればなり然りと雖も木造に比し一時多額の建築費を要するを以て或は今日悉く煉化造と爲すを得ざるの事情あるを記せざる可からず

歐洲の如き地價の高價なる地方に在ては數層の建築を爲すは誠に止むを得ざるの策なりと雖も我邦に在ては土地買取上歐洲に比すれば其難易の度を異にするを以て此の如き必要を認めざるのみならず二層以上の建物は昇降其他諸般の點に關し極めて不便あるを以て成るべく一層建と爲すを可と信ず但土地の安價な

るに乗じ漫に監獄の敷地を廣潤にして工場其他の附屬建物を布置するが如きは  
戒護上最も不便多く且つ極めて不經濟なるを以て可成必要の度に止めざるべ  
からず

(未完)

## ○刑法の改正

法學博士 富井政章君口述

本編は大坂毎日新聞紙上に掲載せられたるものなるも讀者に裨益を與ふるの點  
點なからずと信じたれば今其許諾を得て茲に轉載することとせり  
政府は近來刑法及刑事訴訟法の修正に着手し來期の議會にはその修正案を提出す  
るの運びに至るへしと云ふ其改正の條目は目下尙法典調査會に於て審議中に屬し  
未だ確定せざるが故に之を詳述するを得ざれども今茲に其の改正の最も重要な  
點と想像するものを擧げ以て此の大改正を必要としたる理由并に其當否に關す  
る卑見を開陳するは無益の業にあらざるへし

刑事訴訟法の改正も現行の豫審制度及公判手續等一變せらるべき點に於て甚だ重  
要なる事業なるか此事は近日別に論ずることとし茲には専ら刑法の改正に付て述ん  
どす

抑も現行刑法は主として佛國刑法を模範として制定せられたるものにして明治十  
五年より實施せられ爾後今日に至るまで十八年の星霜を経たり此年月は刑法と云  
へる如き大法典の實施の成績を判定し其全部の改正を斷行せんとするには未だ十  
分なる經驗を積みたるものと見るに足らざるが如き觀なきにあらざれども亦一而  
より考ふるときは既往十數年間に於ける時勢の進歩は實に著しきものにして憲法  
を初めとし民法其他の諸法典實施せられ殊に外國との交通日に益頻繁となり國民  
多年の希望たりし條約改正の事業も亦成功して外國人に對する裁判權も恢復する  
ことを得たり其結果として曩に必要を認めざりし刑法の規定にして新に之を設け  
ざるを得ざるものあり亦時勢の變遷如何に拘らず實施以來の經驗に徴し現行法の  
規定にして其失當なるを感したる條目も尠しとせず是れ今回此の法典の改正を必  
要とする所以なり

更に眼を轉して歐洲諸國に於ける立法事業の狀況を觀察するに近世諸般の法律制

度と共に刑法の著しく進歩したるとは實に驚くべきものあり此の十九世紀間に於て殆んど何れの國と雖刑法を編纂せざるはなく一度之を編纂したる國と雖も學理の進歩と實際經驗に促されて若々其改正を行ひつゝあるとは著明なる事實なりとす而して其改正の最も強大なる原動力となりたるものは科學の進歩なり殊に刑事人類學統計學刑事社會學等の發達に依て犯罪人と犯罪とに關する觀念日を逐ふて明確となり其結果將に刑法學理の基礎を一新し且立法の方針に一大變革を來さんとするに至れり加之近來歐州各地に於て刑法及監獄制度に關し屢々万国會議の開かるゝあり其議決か諸國の立法事業に著大たる勢力を及したるとは争ふべからざる事實なりとす今刑法全幹に涉りて立法思想の進歩したる最も著しき點を云は舊來諸國の刑法及學說に於ては犯罪人を社會學上より觀察することをなさずして人性上より觀察し犯罪は之を以て單純なる自由意思の發動と認め杓子定規的に定めたる刑を科するを以て足れりとせり犯罪人及び其行爲に種類狀況ある事及其種類狀況の如何に依りて社會に及す影響の異なる等のことは更に之を研究せず一時性情のために憤激して罪を犯す者も犯罪を營業とし其目的を達するためには如何に兇惡なる罪行を遂ぐることをも意とせざる者も畫然之を區別することなく只漠然

たる正理とか自由意思とか云ふ一片の空理定典に基て刑法上に於ける凡百の問題を論定したるか如し故に其結果往々にして刑法の本旨たる社會自衛の目的に背馳し殊に十八世紀の學說と革命時代の反動よりして人權保護の一事に重きを置き只被告一己の利益を保護するにとのみ汲々たりしより刑罰一般に寛に流れ其實効を見ざること甚しとせず或は其の反對に實際不必要なる刑の執行を受けしむことも亦之れなきに非ず要するに各種の犯罪に科すべき刑の定め方其分量等殆んど一として當を失せざるものあらざるなり

然るに近世の學說に於ては犯罪なるものを以て單純なる自由意思の發動と認めず犯罪は複雜なる一現象にして之に對する立法上の處分を定むるも亦決して單純なる問題にあらず必ずや犯罪人の性習その意思の險惡なる程度等に考へ主として社會自衛の目的に適應する方法を求めざるべからず是れ各犯罪に對する刑罰の種類分量并其施行の方法を定むるに至大の關係を有する事項なり近頃刑事政策學と稱するものは即ちこの複雑なる問題を實驗的に究明するを目的とするものにして從來一般に行はれたる刑法學上の思想を一新するに與て力あるものなり今や我現行刑法を改正するに當ては須らく近世の學說及立法の趨勢を考へ各種の重要問題に付て

適當の改正を加ふることは今日最も緊要なることを疑はず。歐州に於ても根本的改正は實際未だ行はるゝに至らざれば今日に其採用を望むに非らず。唯慎重に調査を遂げ少くも近世の學說及立法の趨向を誤ることなくして眞に改良と見るを得べき變更を加ふるに至らんことを切望するなり。

刑法修正案は右に謂ふ如く未だ確定に至らざれば茲にその條項を指示すると不能るも現行刑法と對照して尤も著しき改正ならんと想像する點を擧れば各種の犯罪に科する刑の範圍を廣くしその範圍内に於て犯罪凡百の情狀に應じ適宜の刑を科することを得せしむるにあり是れ刑の適用に關する重大なる問題なりと信す。近世諸國の刑法は純然たる法定主義及其反對の放任主義共に絶對的には之を採用せず所謂折衷主義に基き立法者自ら各犯罪に科すべき刑名を定め一定の範圍内に於て裁判官をして犯罪人罪惡の程度を參考し其適當と認むる刑を宣告するを得せしむと雖も其方法に至ては區々に涉り或は法定主義に偏するあり或は放任主義に傾くあり我現行刑法は彼の革命時代の反動に原因する佛國其他の刑法を模範としたるが故に一般に法定主義に傾き裁判官の職權を以て自在に伸縮するを得べき刑の範圍を狭くするに過ぎたるものと云ふべく唯刑を減輕するには比較的廣き權能

を裁判官に與へたり即例へは酌量減輕を設けても本刑に一等又は二等を減ずることを得るものとし宥恕減輕に付ても佛國刑法に比し更に多くの場合に於て一等又は二等又は三等を減ずるとを得せしめ其他未遂罪の如きも必ず本刑に一等又は二等を減ずるものとしたるか如き從來の立法例及學說に倣ひて特に嚴重に失するとを恐れたる徵述實に多しとせず是れ甚た其當を得ざるものにして加重と減輕との何れにも偏せずして或る程度にまで刑の範圍を廣くすることを要す前に謂ふ如く犯罪は其如何なる種類なるを問はず千差萬別の情狀に依て其輕重を異にするものなり故に近來の學說及立法の趨向は刑の定め方に付從來の切實主義を改め刑の範圍を擴張して犯罪實際の輕重に適應せしめんことを圖るものなり

吾輩の豫想する所に因れば刑法修正案は即此の要點に於て最も現行刑法と其構造を異にするものにして廣く全部に涉れる一大改正なることを信す茲に一二の例を擧ぐれば窃盜詐欺取財の如きその情狀の千差萬別なるに拘らず現行刑法に於ては二月以上四年以下の重禁錮に處するものとしたるか修正案に於ては一年以下(一日以上の懲役に處すべきものとする如き)後に示す如く修正案に於ては重罪輕罪の區別を廢すると同時に懲役及び重禁錮の兩刑を混一して之を懲役とせり)又殺人罪の

如きも現行法には謀殺は死刑を以て之を罰し故殺は無期徒刑を以て之を罰する如き殺人罪を謀殺の二種に分ちて全く刑を結晶せしむと雖も修正案には謀殺故殺の區別は多分之を廢せざるべきも其刑の範圍を廣くし謀殺なればとて必ずしも死刑を以て罰せず又少くも謀殺以外の殺人罪に科すべき刑は懲役七年位にまで下ることを得るものとなるへし此の他殆んど一切の犯罪に付現行法に於けると其刑の定め方を異にせざるはなかるへし念ふに是れ修正案の眼目とする點にして現行法に對する著大なる改正と信するなり

余は大體に於ては此改正に賛成するものなれども唯一の安んずる能はざる所あり夫れ此改正たる一般を論するときは立法上の進歩なること固より言を俟たされども修正案の長所は又同時に其短所にあらざるやを懸念するものなり其然る所以は他なし修正案は現行法に於ける刑の範圍狭きに失するを改めんと欲するの余り或は反對の極に陥ることなきや即多數の場合に於ては何年以下の懲役又は何圓以下の罰金に處すとし僅か一日又は一圓にまで下ることを得るものとし最も重き若干の犯罪に付ては刑の最低度を定むと雖ども其範圍たる尙極めて廣く審理宜きを得ざる限りは寛に失するの虞なしとせず念ふに凡百の場合に此の主義を應用して好

結果を得んには一般に司法官其人を得るを以て必要なる條件とせざるべからず然るに現行の司法制度は果して此點に於て間然すべき所なきや甚だ疑なきを得ず政府は近年頻りに司法官の更迭を行ひ其改良を圖る如しと雖ども現行制度の如き許多の人員を要する合議裁判の仕組に於ては學識經驗ある眞法官の普く備はらんこと甚だ困難なりと謂はざるを得ず司法制度の改良に付ては吾輩別に宿論あり要するに現行の合議制を限縮して大審院以下裁判官の數を減少し之れに代ふるに其待遇を優にし大に人材を得ることを圖るにあり司法事務の進歩上に於て必ず著しき効果有るべきを信するなり但し此の事は別に論究すべき重大なる問題なるを以て今茲には之を述べず唯右に述ふる如く刑法の改正を行ふに當り政府殊に司法當局者に切望せんと欲する所は即ち此方針を以て司法制度の改正を斷行し將來司法官の撰拔と養成とに最も力を用ひるにあり然らざれば如何なる善良なる制度と雖ども遂に好結果を奏すること能はざるへし

是れより刑法上に於ける各種の重要事項に關し現行法を改正せらるへしと豫想する點を述べんとす但し細岐なる問題は之を略し専ら總則に屬する重要なる事項に付論すへし



## 編 者

余曾て死刑廢すへし、といふ一文を綴りしが、其要領は茶話會に於て演述せしのみならず、其後小河先生の死刑廢止論をも貴紙上に拜讀することを得たれば、旁々拙文は其儘机上に差置きしを、偶々感ずる所あり、貴社に投ず、あはれ餘白あらば掲載をたまへ

## ○死刑廢すへし

早 崎 春 香

今の世に死刑の行はるゝは余の深く文明の爲に惜む所なり、されど死刑の良刑に非ることは既に定論あり、天の時一たひ到らば失せなむは必然、と唯々心に待みて未だ曾て之を公言したることあらざりしを、躬司獄の局に當るに迫ひて今や唯自然の時機にのみ一任して自ら心に安すること能はざる機會に到達したりと信す

死刑は眞理に適ふや否、國家は死刑を行ふ權利ありや否、などの理論は余の暫く知らざる所として、余は先づ國の歴史、對面及刑法の上より觀察して、死刑を廢することの至當なる理由を述べ、進て今日の監獄主義が死刑の執行を許さざる所以を言はむとす

## 論

## 説

國史の上より觀たる死刑……故小野梓先生は其名著「國憲汎論(第二卷)」に於て、本邦の憲法史を遡源すと題し、神代の集議を以て國會の發端なりと言はれたり、蓋し温故知新の意に外ならざるへし、余亦先生の頌に倣ひ、聊治罪史を遡源せしに、天照大御神(以下原ニ神ト記シ奉ル)か、須佐之男命(以下原ニ命ト記シ奉ル)の罪惡に對し、如何に仁愛に、又其懺悔を促さむか爲に、如何に忍辱に、ましまし、かを拜し、頗る趣味あるを感じたり、命は畔放溝埋、屎戸など種々の罪を犯したまひしかど、神は之を咎めたまはず、穢き業したるは酔ひて吐き散らしたるにこそあらめ、田の畔を放ち、溝を埋めたるは、地を可惜と思ふにこそあらめ、とて之を寛假したまへり、命は猶も其惡態を止めず、生剝逆剝の罪を犯したまへり、織女之を見て驚き死せしほどのことなれば、其殘忍今猶想ひ遣らるゝを、神は之に酬いることなく、反て御身を隠して、闇に其反省を促したまへり、然れども命は惡を改むること能はず、終に人をも殺したまへり、之を反坐主義なる今日の刑法に照すときは、其罪必然死刑に當るべきを、寛仁なる神々は唯命の美髯を切り、手足の爪を抜きたるまでにて之を放逐したまへり、國の初より死刑を忌みたまひしを觀るへし、太古は信ずるに由なしと言はむか、明治二年九月二日衆議院に賜ひたる詔に曰く……我大八州の國体立るや、鑑古は惜きて諭せず、神武以降二千餘年、寛恕の政以て

下を率ゐる忠孝の俗以て上を奉ず、大寶に至りて唐令に折衷すと雖も、其刑を施すに至りては常に定律より寛にす云々……………余は讀者諸君と共に、刑罰を施すに寛恕を旨とせらるゝは國の華造以來我大八洲の國粹なることを知り得たりと信ず

刑事訴訟法の上より觀たる死刑……………人は神明にあらず、如何なる明法官と雖も時に誤判なきを保せず、是れ上訴、再審の制度ある所以なるへし、苟も誤判を免れずとするに、復た活すへからざる死刑を行ふの不可なるは、今更に論するを要せざるへし、刑法の上より觀たる死刑……………不治の罪惡を抑制するには、唯一の死刑あるのみ之を行は、一面良民の患を去り、一面惡人震慄其放心を抑えむ、とは古の賢人プラトンの説なりと聞く、監獄主義の進歩せざりし當時に在りては、寧に能く自警他戒の意味を言ひ顯はしたる善言なりしなるへく、今に至り猶死刑を存する所以のもの亦此邊の考案に基けることならむか、なれども、モンテスキューが刑の寛嚴は國民をして能く法を守らしむる所以のものにあらず、刑罰の寛大なる國に於て國民の刑罰を怖るゝこと、猶其苛酷なる國に於けるか如し、と言ひたるを聞きては、流石にアラトンの説も善言なりとして之を拜するに踴躍せざるを得ず、觀よ今も昔も死刑は在れど、猶人は人を殺し火をも放つ大罪人は跡を絶たざるにあらずや、死刑なくんば猶甚しき

ものあらむと言はむかなれども、事實は反て死刑を最多數に、最殘酷に行ひたる往時に、死罪の最多かりしを證するにあらずや

死刑廢すべしとせば、如何なる刑を以てか之に代ふへき、無期刑は之に代ふるに足らず、とは、ダラツクに依りて詳説せられたり、然れども我國の刑法は無期徒刑と雖も、舊惡の讞悔に因りて出獄せしむる良法を採用したれば、徒らに罪人をして失望落膽自暴自棄に陥らしめ了るか如き弊は、優に之を避くるに余りあらむ、無期刑可なり有期刑可なり猶殺すには優ること數等

國家の對面上より觀たる死刑……………聞く歐米文明の先進國に於ては、或は既に死刑を全廢し、假し未だ刑法上之を全廢するに至らざるも、事實上主權者の赦免權により多くは死を特免するか故に、實際死刑を執行するは年間僅に一二回の少數に過ぎず、故に例は英國に於て百名の死刑を行はむには、少くも半世紀の永きを要すへしと又關く米國の或州に於ては死刑の宣告を受くること三回の多きに及ひたる者あると、斯の如きは極端に奔りたる弊はあるべけれど、感化主義より云ふときは猶殺すには優るへし、我國に於ても間々死一等を減せらるゝ實例なきにあらず、實際死刑を執行する者年々百名に近しと云ふに至りては、豈に驚くへき彼我の相違ならず

や、余や官報を見るごとに臺灣に死刑の頻繁なるを見て、未だ曾て其末開の有様を想像せずんばあらず、自國の領土に於けるすら猶且然り、况んや文明列國の人我日本の有様を想像するとき、果して如何なる感念をか起すへき、彼の長を取り我短を補ふは明治聖代の國是なり、立憲政治を初とし、苟も彼の長する所のものは我に取りて遺す所なきに、唯り死刑執行の状況、前述の如く、彼我相異なる所以のものは、彼の形体を學びて未だ其神髓を修めざるものにはあらずるか、殊に纖弱なる女性に待つに殺伐なる死刑を以てするか如きは、彼文明人の痛く忌む所なりと聞くに、我は之を嫌はず、義俠國君子國の名、美は則ち美なりと雖も、其實果して如何、嗚呼、彼れ文明人をして如何に殘忍の觀念をか懐かしむへきよ、彼の世間知らずの高枕と歌はれたる老帝國さへも二十七八年事件に於て、日本が捕虜を殺さずと傳聞き、流石に其仁義に感して捕虜殺戮の事を遠慮したりと聞かば、誰しも其殊勝に感することならむに、然るに文明の世界に日出の帝國が平時に於て死刑執行の有様を彼れ文明諸國と同うすることを得ざるは、國家の對面上豈に遺憾の至りならずや

監獄の主義上より觀たる死刑………：近き過去に於て男性には稻妻強盜の如き、女性には高橋阿傳の如き、人を殺し、物を掠むるを以て已か天譴と誤信したる極惡殘忍

の徒と雖も、彼か眼底猶一滴の涙は溜き残らむ、其溜き残りたる涙は、やがて天與の愛情あるを證するものにして、未だ感化矯正の望、絶えたりと遠了すへからず、是れ感化主義の主眼なるへし、然るを今や司獄官をして感化上一瞬時の試験をも遂けしめず、唯裁判官の認定のまにまに、絞架臺上の露と消へしむ、國家の短慮にあらざるか………：嗚かぬなら殺してしまへ吐胸………：固は是れ短慮の事を爲すに足らざるを意味したる明句にあらずや、世の俗事に於けるすら猶且然り、况や罪惡矯正をや、殊に司獄官をして死刑を執行せしむるは、事理、最穩當ならず、ヴォルテールが人に殺死の嫌ふへきを示さんと欲して、却て法官は公然自ら人を殺すことあるの當然なりや否を一考せよ、と言ひしは、味ふへき言ならずや………：殺を嗜まざるもの能く天下を一にせむ………：とは右賢の金言なり、されは、殺は治民の要にあらず、今日吾人司獄者が手に死刑を執行しつゝ、口に感化主義を疾呼するも、人孰れか之を信せむ、抑人間の力を以て罪惡を矯正せんには、假令聖書に所謂善を以て惡に勝つほどの善人ならざるも、少くも殺すに忍ひざる情なくんば、能はむ、余輩の信する所斯の如し、若し國家にして猶死刑を實行するの必要ありとせば、余輩は余備なく、感化主義の監獄以外、新に死刑執行場を設くへしと勸告せざるを得ざるなり

之を要するに、死刑の多きは國家の對面にあらず、死刑を行ひたればとて死罪の絶えたる例もなく却て國民慣れて其性残忍となるの弊あり、而も猶之を行ふは佛家の所謂無益の殺生なるべし、殊に監獄の主義を一新したる今日、死刑を存するは謂れなきことにて、例へばオシオキバの門に感化院の札を掲げたるど一般感化主義之か爲に滅却せられ監獄改良上一大障礙なれば何は擱き吾人司獄者は先づ死刑の廢止に努め感化主義の確立を計らざるべからず、是れ余輩の一大義務なりと信す

因に一言す、自今新築する監獄は全然感化主義に適合せしむべきは勿論、其構内に死刑執行場を置くか如きは舊時代の殘夢として一切建築を見合せられむこと、是れ余輩の序ながら當局者に希望する所なり

### ○正 誤

本誌第拾三卷第九號論說欄内條件附裁判論中二十六頁第十一行目豫審裁判所とあるは陪審裁判所の誤植

## 講 話

### ○拘禁法と監獄建築 (承前)

山 上 義 雄

米國に於ては斯の如く巨額の費用を投し以て分房監獄の竣工を告げたりと雖も同時に一の折衷拘禁論起り分房は單に重罪再犯以上の者に限り適用すべきものにして輕罪犯者は分房に拘禁すべきものにあらずと主張し其結果として再び雜居監獄をランカスター及ピッツブルグに建築するに至れり

ニューヨーク州に於てはペンシルワニヤと同一の主義を採用し雜居監獄を廢止し分房となさんと欲し既に其建築に着手したるも著るしき建築費を要するの讒を受け遂に其主義を變更し分房監獄の建築を中止し再び雜居制を採用せり然れども犯罪の傳播は主として夜間にあり夜間の隔離にして完全なるに於ては分房と其効果に於て敢て異なる所なしと雜居分房混合の監獄を千八百二十年ウオーブロンに建築せり此拘禁法は費用を要せざる點に於て一時各州に於て勢力を有しニューヨーク及ボストンの監獄社會は就中之を歡迎したり茲に於てペンシルワニヤの分房

論者とウオーブレン主義者との間に激烈なる論争を生しペンシルワニヤ主義者はウオーブレン制は沈黙法を勵行する爲め看守者に管杖を携帯せしめ沈黙の禁を破る者は直に鞭撻を加ふるか如き甚しき殘酷なる状態を演ずる外他に執行の効果なく法王クレイメンス第十一世の感化院及セントに於ける感化院と異なる所なしと非難し又ペンシルワニヤ主義に反對する論者は徒らに巨額の建築費を投し人類をして道德的及社會的不具者たらしむる者は分房なりと論する等一定の主義確立せず議論の消長に依り絶へず監獄の改造を要し爲めに建築費を徒費したると擧げなからず亞米利加に於て監獄建築の改良を妨害し國費を浪費せしめたる者は實に拘禁法の確立せざりしに因るものと云ふを得へし

## 英吉利

英國に於ては重罪囚は悉く之を殖民地に派遣し輕罪囚のみを監獄に拘禁せり重罪の刑に處せられたる者は勞役に遣へざる者及死刑者の外監獄に拘禁せらるゝとなく總て請負法に依り殖民地に派遣し請負者は自ら之を勞働に使役し又は殖民地の人民に其勞力を賣却したり故に罪囚の數に比し監獄の建築を要すること少なかりしも亞米利加に於ける殖民地を失ひし以來囚人の派遣を縮少し之を監獄に拘禁す

るの已むを得ざるに至り新に數多の監獄建築を爲したり然るに英國人は保守の觀念強く常に囚人殖民地を他に求め存続したるに依り監獄の構造の如きは深く顧みる所なく建築の爲めに支出したる費用少なきにあらざるも結局適當の行刑所として使用するに足るものあらざりしなり斯の如くして屢々失敗し遂に千七百七十八年分房制執行の法律を發布し拘禁の主義を確定し分房監をホルスハム(千七百七十九年)ベトホルス千七百八十五年)グロウチスター(千七百九十一年)に建築せり此三監獄に要したる建築費は非常の巨額なりしも分房制は其後幾何もなく廢止せられ之に代ふるに階級制は分房と同一の効力を有し且建築費に於ては著るしき節減を爲し得るものなりとの理由を以て階級制及一時廢止したる派遣制を再興し巨額の費用を費したるも是亦其成績不真にして罪囚は益増加し多數の監獄を新築するに非らずんば拘禁する能はざるに至り終に階級制を拋棄し再び分房制を採用し特に調査委員を設け千八百三十四年ウイリアムクラウフグールドを委員長とし米國に派遣し監獄建築の調査をなさしめたり氏の復命に依れば米國の監獄は模範として採るべきものなく假令犯罪の傳播は防止し得るものとするも人類をして生ながら埋葬するに均しく加之徒らに費用を費し美術的建築をなしたるに過ぎずと此に

於て更に建築委員を設け模範監獄を建築し其成績如何に依り漸次全國の監獄を改築するの方針を採りたり當時建築委員として推舉せられたる者はクラウフォールド、ウイットウォールズ、ルッセル、ゼップの四名にして調査委員は建築の原則として左の各項を

決議せり建築地は滲透地質にして空氣の流通充分なること、附近に悪性蒸發氣を發生するか如き沼澤の類あらざること、土地高燥なること、排水に便なること、周圍に高樓又は高丘あらざること、大都會より凡そ二英里の距離なること

建物は官舎、監房、事務所、經理用建物は各適當なる距離を有すること、監房は中央看守所より接続して各方向數層に建築し同時に全翼を通觀し得ること、監房の容積は千七百七十八年の法律規定に準據すること、廿一乃至三十五立方米、突地下層に炊所、浴湯、暖房等を設くること、各在監人の種類に對し充分の隔離法を設くること  
(女監、重罪監、輕罪監の類)  
事務室の二階を教誨堂とすること

周壁は遁走を防禦し得る高さ即ち十八尺乃至二十尺とす監獄の門は一ヶ所とし直接に他の所有地と接觸せざること

官舎は周壁外に設くること但し監獄と接近せる場所に限ること

以上の原則に基きペントンピルの重罪監を設計し千八百四十年乃至四十二年迄に建築したり

英國に於ては衛生及道德の點に一層注意を加へ米國に於ける如く屋外運動及禮拜を禁せざりき運動場は看守臺の周圍に環狀に設け一人毎に墻壁を以て離隔せり教誨堂は各人毎に席を設け監房外に在ては八歩の距離より接近せしめず常に覆面を被らしむ上等司獄官吏の官舎は監門の傍に看守の官舎は周壁の隅角に設く、用水は唧筒裝置にして囚人を使役す建築の材料は煉化石にして大体の設計はハーピランドのニウエルゼー(米國)に建築したるものに模擬したり然れども米國に於ける如く華美を極めたるものにあらず運動場及教誨堂の裝置は米國に比し遙に優等なりき就中多額の費用を要したるは用水及排水法にして監房毎に定量の用水を給するの裝置を爲し建築費は總ての點に於て節約を務めたるも九萬弗即ち一人に付き百七十三弗(定員五百二十人)を要したり

調査委員の計畫宜ろしきを得ペントンピルの建築完全に竣工し政府は之を模範監獄としペントンピル竣工後六年間に獨り英格蘭のみに於て四十五ヶ所の監獄を建築したり

拘禁主義の確立せざる結果として監獄改良の進歩に甚たしき妨害を興へ無益の支出を要するは英米二國の例に照して明かなり此他佛法を採用したる各國及典瑪法を採用したる北部諸國も悉く失敗したりと雖も大同小異なるを以て爰に之を省察すへし我國に於ては建築の工事未だ實際に起らざるの今日能く前車の戒に鑑み拘禁の主義は勿論衛生經濟其他諸般の詳密なる調査をなさしむるは緊要中の緊要に屬す故に獨逸及英吉利の前例に倣ひ之か調査委員を設くる決して無益の業にあらざるべきを信す

雜

錄

### ○國庫支辦法施行彙報

府縣監獄費國庫支辦法は正に本月一日より施行せられたり、是れより先き此法律施行準備に就ては曾て當局者の細心注意を怠らざりしと一面其筋に於ても國庫支辦法施行後に係る監獄事務整理に關する處務規程を制定發布し以て當局實務家をして

錢支拂方は會計處務規程上何等の明文なきを以て實務家の間に頗る疑岐多き由なるが斯は至極最もなる理由にして實際上非常の不都合を感すへしとの豫想は監獄處務規程起草の當時既に問題となりたる所なりしが研究の結果、結局會計法上の現金前渡の支拂命令を發すべき規定に適合せざるのみならず善し假りに特別の規定を設くるとするも種々の點に支障を生し到底表面上規定し得べき性質のものにあらず強て之を救濟せんと欲せば各監獄支署に仕拂命令官を置くの外他に手段なしとの議論に歸着す雖も元來支署長を以て支拂命令官と爲すの件は最初よりの目的に副はざるのみならず其筋の方針茲にあらざるを以て結局本件は便宜の取扱に據らしむるの外なしとの趣旨を以て殊更に明文に掲載せざるととなりたる譯合にして要するに監獄支署に於ける放免囚の給與工錢は一時假りに歳入歳出

其規矩準繩を得せしめ他日の過誤なからしめんことを期せられたる等諸般の準備事項は業既に整齊し今日の實施を見るに至りたるは斯道の爲め寔に慶賀すべき事なりとす然り然りと雖も尙會計事務に關する零細なる事項に就き氣付かれたる某當局者の談片を聞き得たれば余輩は左に紹介の勞を採り當局實務家の参考に供することとせり讀者幸に諒せよ

一 支拂命令官を置かざる監獄支署に於ける給與工外現金出納官吏の手許保管金の内より繰替拂を爲し置き他日本署よりの送金を待て保管金に戻入の手續を履行するの策を取るの外なしとの意味にして是等は固より法規上に顯はすべき性質のものにあらずと云ふに歸着す最も如此異例は容易に許すべきにあらずるも從來とても此種の異例は随分其例ありて會計検査上に於ても深く咎むべき不正行爲と看做すへからすこの方針にて當分從來の變例を襲はしむる外なかるべきなり

一 在監人押送に關する經費概算渡に就ては明治二十二年勅令第二百二十一號の概算を爲し得べき明文以外に係るを以て實際上押送官吏の繰換拂を爲すを要するが如く思惟せらるる向ある趣なるが右は畢竟官吏の出張旅費と同一性質にして到底正當なる債主の確定を待て支拂命令を發するか如くんは實際上の不都合不埒との理由を

以て既に明治二十三年中主管内務省より大藏省に照會する所あり結局事實止むを得ずとの事に於て押送に關する費用は官吏の出張旅費に準し概算渡を爲し得ることとし其當時内務省より一般に通牒を發せられありと云ふ去れば本件に對する當局者の疑問は正に氷解せられ得べきなり

一 監獄所屬の土地使用許可 既に就ては是又今日以後其處分を如何にすべきやとの疑問ある由なるか右は畢竟監獄作業の爲め監獄附屬の土地を作業請負人に貸與し請負人の費用を以て工場又は物置の類の建設を許したるものにして正面より之を見るときは官有財産管理規則及官有地取扱規程に依り貸下を許可すべき性質のものなりと雖も此際一時に之を改定せんと受負人の迷惑鬱きにあらざるべきを以て既設使用のものは姑らく従前の僱賃料使用を默許し置くの趣旨なりと雖も今後は玉石等類似の使用貸付は漸を逐ひ整

理せしめ一面監獄作業に必要な建造物は監獄に於て自ら之を設備し管理上の整備を期すると同時に請負者より徴收すべき備工錢は可成普通備工錢に準ずるとを得せしめは相互の便宜多かるべしと云ふ、又た從來地方經濟に在ては請負作業に要する器具器械を監獄より貸付し之か使

用料を徴せる向なきにあらざるも是れ亦之か貸付料徴收等の煩なきにあらざるを以て器具器械は可成請負人の自辨と爲すか又は總て之を監獄に於て設備し之に換ふるに徴收工錢を斟酌増加せしむるの方法を講ずるの注意あらまはしけれ

一 囚人作業の爲め土地其他借入の件 從來在監人食料用の蔬菜等の類は囚人をして自耕自作せしむるの必要且は監獄經費の幾分を軽減せんか爲め一個人の土地を借入れ在監人作業用に使用し來りたるものあり而して右借入契約にして其期限の數年に跨るものは即ち將來國庫の負擔と

爲るものなるを以て此際帝國議會の協賛を需むべきは正當の順序なりと雖も右は尠からざる手数に要するを以て可成其契約は當該年度限りとし毎年更改し其借入を繼續するを以て便宜とす尤も其結果として歳出豫算不成立又は議會の協賛を得る能はざるときは其借入使用を繼續し得ざるの慮なきにあらざると雖も亦一面より之を觀るときは囚人作業は強て耕作業に限られたる筋合にあらざることと思へば寧ろ豫算の成立を待て之を遂行するを當然なりとす故に此際改約の期に相當するときは其年度限の契約を締結し置くを要す而して其借地料の如きも囚人作業の用に供するものは在監人費の項就役費の目に土地其他借料の節を以て整理し若し又監獄建造物の敷地又は其他監獄事務上必要の爲め土地其他物件の借入を要するときは雜給雜費中の家屋其他借料の節より支出するを以て整理の當を得たる

ものなりとす

一 監獄醫(判任待遇)教誨師以下雇員等の俸給支給法 既に就ては從來各地方廳限り適宜の規定を設けありしも國庫支辨後は一定の支給規則を定むるの要ありと云ふ見解を探るものなきにあらざるも右は各省既に主務大臣の定むる所に依ると同時に廳府縣は既に夫々規定のあるあり此際一定の支給規則を定むるの必要なきものと認め總て各地方廳の適宜に任せしむるの意なり尤も判任待遇の監獄醫の俸給支給法は判任同様に官俸給支給細則に據らしむるを以て正當なりとす、尙茲に付言すべきは仕拂命令官を置かざる監獄支署に於ける判任以下の俸給支給定日の件是れなり假令は判任官俸給は毎月二十二日(司法省所管)を以て支給定日とすと雖も定日に支給せんとせば必ず其以前に支給の手續を了し送金するを要するは當然なるを以て右は支給定日



に支給し能ふ様豫め支給の手續を履行するは敢て差支なきのみならず寧ろ然かするを當然とす然れども月俸制にあらすして日給制の傭人等の給料支給定日は各地方の適宜なりと雖も既に経過せし日數に對するものにあらざれば仕拂命令を發するを得ざるは穩當にして素より疑なき所なるか如しと雖も序ながら茲に一言し置かん

一看守以下の旅費減額支給法 既に既に警察官吏其他内國旅費概則の明文に依り減額若くは月額支給の途を開きあり從來地方廳に於て此明文に依り減額支給せる向は此際定額に復し支給し可なるか如き解釋を取りつゝある當局者ある由なるも右は素より土地の狀況に依り減額支給の道を設けあるものなるを以て假令豫算内に於て支辨し得るも從來減額の制を改むべきものにあらざるのみならず是れ又地方廳の定むる所に依り支給するの趣旨なりとす

### ○監獄構造標準則の制定は如何

上田浪華生

監獄の新築改築は監獄改良に必須なる急務にして獄則の改正遇囚の要義は總て監獄構造法の完美に之を須たざるを得ず、然るに一面全國の監獄構造法の實況を概見するに最近の新築改築に係る數地方の監獄を除くの外概ね構造不完全にして舊時の米廩倉庫を改修し或は之れに多少の増築模様換を爲し姑息的監獄に充用し來りしもの其多きを占むるか如し、現に彼の監獄則の規定に係る罪質、年齢、犯數の別異すら今日之を勵行する能はざるの實況あるは要するに其監房の構造不完全にして或は宏大に失し或は監房の配置其當を得ざるより事實止むを得ざる實況たるが如し、殊に又監獄に屬する建造物の如きも實に複雑多岐にして決して他

の事務官衙の比にあらざるは殆んど何人も疑を存せざる所なるにも拘はらず其構造配置兩ながら粗雜に失し行刑上非常の不便を忍びつゝあるは予輩の親しく實見する所にして要するに監獄は從來當局者始め社會以外に排斥せられ世人の注意を惹く機會少かりしに職由せざるはなし、予輩今試みに囚人監獄として必要なる機關即ち建造物の種類を列記すれば拘禁に必要な監房工場を始めとし病監(隔離病監をも要す)屏禁監、圍室、浴場、炊所、搜檢室、食堂、教誨堂、事務所、訊問所、接見室、倉庫等は何れも監獄としての必要機關にして尙其他に監獄官吏の住宅に充つべき官舎は是れ又監獄としての必要の機關たらざるを得ず、然るに舊時の建物を使用せる多くの監獄に在ては以上の建造物を具備せざるのみならず善し亦是れありとするも何れも姑息的物置様の建物に改築修補を加へたるに過ぎずして其配置等極めて複雑錯綜し概して管理上の不便且不都合を感しつゝあるは當局者の痛嘆して措く能はざる所なり、然るに一面に於ては監獄に關する理想順に發達して分房監獄の設置或は罪囚の別異等類に當局者の間に唱へられつゝあるも監獄機關の設備充分ならざるより遇囚の要義は終に之を實行する能はざるに終るもの全國中過半を占むるもの、如し、是れ即ち近時監獄當局者の間に監獄建築標準則なるもの、制定發布を希望する所以の原因にして將來監獄改良上掘くべからざる最緊要件たらざるを得ず、現に本年本月以降府縣監獄費を國庫支辨に移されたる結果として今後國費を以て新築改築せらるべき監獄亦少きにあらざるを以て之を見るも監獄建築標準則の制定は將に今日の急務に屬せり、然るに政府は嘗て其必要を認めながら當局者亦自ら之を云々しなから之か制定發布の今日に至る迄遲延せるは要するに未だ我國に於て完全なる監獄建築法なるも

のを専攻したる監獄學者としての技術者に其人なきに職由せるか如し假りに予輩が想像するが如く監獄建築法に通曉したる學者として未だ堪能の人士なしとせば政府は須らく之が學者の輩出を奨勵せざるべからざるなり、而して之が建築標準則なるものは果して何れに之を需むべきやと云ふに須らく此際適當の技師を海外に特派し歐米文明國の監獄建築法を研究せしめ其粹を採り之を我國の民土風俗に參鑑し完全なる監獄建築標準則なるものを一定せられんこと刻下の急務なりとす、然るに若し今日に於て等閑に放置するあらんか今後巨額の國費を抛ち將に建築改築せられんとする監獄は遂に試験的構造に終り他日落成の曉に至り遇因上經濟上兩ながら不便且不利を齎ふるに至るの虞なきを保すべからざるべし、是れ即ち予輩が監獄建築標準則の制定を今日に望む所以なりとす當局者夫れ之を如何と爲す

因に記す今後新築若くは改築せらるべき地方の監獄には必ず監獄官吏の住居に充つべき官舎の設備あらんこと即ち是れなり予輩が茲に事新しく云ふ迄もなく監獄官吏は監獄行政の主腦にして完全なる建築完美なる獄制と相俟て鼎足の關係を有する必要の機關にして其一を缺くべからざること素より論なきのみならず完全なる獄制と建築は主腦なる監獄官吏を待つにあらざれば其運用を完ふすべからざるを想へば監獄官吏の住居に充つべき官舎の設備亦素より必要の監獄機關たらざるを得ず、現に今日に於ても應府縣長官并に警部長の官舎なき地方稀なるにも拘はらず典獄官舎の設備なき地方の多きは予輩の曾て怪訝に堪へざる所なり典獄職務の官舎住居と必要とする理由の如きは予輩此に之を比較論究するの要を見ざるべし讀者以て如何と爲す

### ○送小河監獄事務官使歐州叙

中島幹事未定稿

白耳義國開萬國監獄會議。朝廷使內務省監獄事務官小河岳洋君爲委員一列。其議歲之四月、君辭都門、送車幾百兩。予亦力疾趨走壯其行。窃思昔之治獄者、期使人戰栗而服若焉。故畫地爲獄、議不入。刻木爲吏、期不對。近者西洋有言獄者、曰犯罪病也、刑罰藥也、使其治病則足矣、刑罰豈復讎之具哉。東洋言獄者、取則於此。雖然、上古既有與此符者、請試言之。刑之見於經、則曰惟刑之恤哉、堯之所以授舜也。刑期于無刑民協于中者、舜之所以戒臯陶也。唐之待罪以仁、而虞之治獄、滅惡化善。既化善、無刑之刑、可以期也。禹出見罪人、下車泣曰、堯舜之人、以堯舜之心爲心、寡人爲

君、百姓各自以其心爲心、寡人痛之。是視罪如傷者也。莊周有云、名者實之實也。推名而求其實、則事可徵也。夏名其獄曰均臺、又曰念室、言治罪均復善、又生善念也。史遷楚世家云、昔夏啓啓有鈞臺之囿。然則夏之於獄、仁以待之、德以化之、而民之感乎其恩、亦深矣。不則厭苦可畏之獄、啓豈可憐此以爲待實之所哉。至商曰動止、曰羌里、亦獄之名。羌里在河內、今爲地名。蓋美從羊、善美義。其爲言誘也、導也、道也、進善也。然則商之於獄、爲化惡進善之所、而後人思其德以名其地也必矣。不然則戰栗可厭之獄。後人欲遠忘之、不暇。豈有以、此名其地之理哉。周在外之文盡美、而在內之質、則闕如也。故變惻然可憐之獄、以爲戰栗可畏之所、曰圍土、曰深室、曰虎穴、是可見徵也。後代治獄、悉因周、是爲可惜耳。若若至彼國一列其議、爲我言之。嗚呼我病矣、欲隨

君於萬里之外、弗可得。因言唐虞夏商之獄、以爲之期。

石碕小淵曰、論。

### ○愈、監獄の名稱を改むる

の必要を感す

霞堂主人

余は監獄の沿革を調査するの勇氣なく否之を調査するの必要を認めず然りと雖も此監獄の名稱をば急に改めざるを得ざるの必要を感じたり

抑も監獄の名稱を付したるは明治五年初めて發布せられたる監獄則に依る然れども昔し牢屋若くは囚獄と稱へたる時代に於ける遇囚の咄か今尙ほ世人の記憶に存し稍もすれば無慈悲殘酷なるもの引合に獄吏獄卒を出し牢獄時代の忌はしき餘弊あるか如く往々新聞紙上に散見することあり畢竟其言ふものが監獄思想に乏しく自ら其無智なるこ

とを世に表白して耻を知らざるに等しきを以て寧ろ其愚は憫むべしと雖も常識なきものにては或は其記事若くは昔咄に誤解の念を懐くものなしとせず况や常識を爲する立派なる紳士と雖も利慾を離れて慈善の事を爲すものは甚だしく從て監獄の事業には冷淡にして殆ど皆迂濶なりと云ふも敢て過言にあらざれば世人に向て監獄思想を注入すると同時に可成誤解を來すことなからしむるか爲にも亦汚はしき獄の文字を改めざるべからず之れ從來余か監獄の名稱を改むるの必要ありと認めたる所以なり

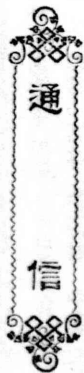
今や府縣監獄費國庫支辨行なれ吾人か宿昔の希望を一先つ達したりと雖も余は嘗に地方費より國庫費に移りたるのみを以て満足するものにあらず要は監獄の改良を遂行せんと欲するにあり故に國庫支辨となりたる上は苟も改良上便益あるものは之を斷行して以て發達進歩を圖らざるべからず若し

### 通

### 信

事に當り踏阻遂巡して決行を躊躇するに於ては折角の國庫支辨も晝餅に屬す豈鑑みざるべけんや曾て余か愛讀する所の監獄雜誌を閱するに來る三十四年度の豫算は集治監と地方監獄との二大款として調製せられたるか如し之れは從來の行掛りとして無理ならざるとなれども更に改良を要するもの眼を以て見れば此二款を併せて一大款となさざるを得ず之を一大款となす以上は豫算及精算の上にて於て無益の手續を省くのみならず支出を爲す上に於て集治監の不足を地方監獄の剩餘を以て補ふと能はさるか如き不便なく殆ど既定の歳出を以て受負たるに等しき究屈なる經濟に在ては尙更以て二款に別つは策の得たるものにあらず故に一大款となすを要す今之を一大款となすに當り集治監と地方監獄と二つの名稱ありては少しく不都合なるにより此際名稱を一定するの必要を感じたり而して新に名稱を付せんと欲せば聊か考なきにあらず

るも寧ろ是まで稱へ來りたる集治監の各稱を存し從來の地方監獄に至るまで皆之を集治監と改め拘置監は集治監に附置することとし尙支署をは分監と改むるに於ては刑執行場の名稱を一定し復た牢獄時代の感念を惹起せしむるとなからしめ且豫算精算の上は大なる利益ありとせば所謂一舉兩全の策なりと信す知らず當局若の採用する所となるや否や



### ○愛媛保護場

原 胤 昭 報

近頃杉浦忠直君該場を主管せらるゝ事となれり、八田典獄就任に依ての一改革ならんか今後愈上好報の聞えんこと予願はしく左に聞き得たる近況を

在場者 十五人 (八月二日)

就業は 左官職工掃工紙漉工日雇、昆布製  
造等、賃金は 最多額一日四十錢最少額廿錢、職  
働工の外は場外就業なりと

健康の者は食費を償ふて一圓餘の殘金あり中に  
最も多きは七八圓をも得るものあり

収容人員 本年一月始越高 十六人

新収容 廿三人

出場人員 獨立自管者 十八人

再犯者 六人

収容人員 罪質

竊盜 三十四人 詐偽取財 一人

強姦 一人 恐喝取財 一人

放火未遂 一人 毆打制傷 一人

### ○秋田出獄人保護事業主管理

#### 川村養助君

(八月三十日秋田新聞)

川村氏免因保護事業は官民の熱心なる贊助に因り

其計畫者々歩を進め準備略々整頓し念々來月早々

着手する等にて目下監獄署に就き收容すへき人員  
調査中の由其組織の概要を聞くに此の事業の目的  
は言ふまでもなく出獄人にして便るへきなく再犯  
の掛念あるものを保護し就業自活せしむるを以て  
目的とするものにして左記の諸君は事業を輔佐す  
るため協議員たるへきを快諾せられ夫れ其計  
書を贊けつゝあり

脇本 彬君 高木 正謙君 中嶋 正司君  
永井喜久治君 村山 茂興君 井上 廣居君  
久保 敬樹君 山方石之助君 松本 教意君  
柳田清兵衛君 三浦 盛徳君 鈴木辰之助君  
久保氏の代りに黒河内氏へ依頼すべく其他一兩  
名依頼中

以上の諸君より事業の補佐を得ると共に會計の查  
閲をも得可く又此事業を理するに要する經常費は  
左記の諸君に於て月々負擔を快諾せらる

柳田清兵衛君 近江谷榮次君 大久保直吉君  
田口 岩藏君 井坂 直幹君 坂本理一郎君  
匿名貳名  
其他目下依頼中二三名あり

川村氏は過般住所を秋田市下長町十八番地に移轉  
せり

去る二十四日米國文學士片山潜及濃飛育兒院主  
五十嵐喜廣の二氏當監に臨み片山氏は一場の監  
獄談を爲せり斯道家の參考す可き事多きを以て  
其大要筆記を左に

### ○片山米國文學士監獄談

空知 四六居士

私は東京に居りまして目下労働社會の爲めに働ら  
きつゝあるものであり升か今回は濃飛育兒院之  
爲めに寄符募集に參りましたから御當監を拜見  
願ひました譯であります元私か專政致しまする社

會學は監獄學に尤も近かひものでありまして彼の  
英米兩國にありました時も多く監獄を見て歩きま  
したか英國杯は其主務省の認可證を持たせなければ  
中々見る譯に參らす非常に窮屈に出來て居り升  
か併し是か本統であらふと思升  
諸私の監獄を見まするのは社會學上から見るの  
御座りますから或は諸君の御觀察とは全然違ひあ  
る事と信じます且専門家たる諸君の前に御話す  
るのは殆んど釋迦に説教の嫌ひあり升けれども此  
社會と監獄學は前にも申上げました如く密接の關  
係を有する親類筋のものでありますから今此處で  
私の意見を御話するのも強ち無用の事でもありま  
すまいと存じましておこましくも一言申上げる  
次第であります  
私か英國に於て多く見ました監獄中模範監獄とも  
云ふ監獄に於て採る處の主義如何にも同感の事か  
あります夫れは外でもありません嚴正主義である

と云ふ事てあります(威赫主義)即ち初めて監獄に  
 這入りて来るものをは非常に嚴重に處遇して懲り  
 〳〵させる事てあります言葉を換て申ますれば監  
 獄は辛ひ處だモウアー云ふ地獄見たへな處に二度  
 行く處でない若しも行なければならん場合に至ら  
 ば一層死た方か割合だど云ふ感念を起さしむる事  
 肝要でありますソツすれば其本人の懐く感念は延  
 ひて一般社會にも與へ自然悲ひ事か少なくなろふ  
 ど思ひますイヤ唯だ思ふ計りてはありません實際  
 私か扱て居りまする勞働社會か犯罪をなす事一切  
 平氣なのは全くソウ云ふ恐ろしひ處だど云ふ感念  
 かないからて殆んど朝飯前の仕事だと思ふて居る  
 からてあります併し夫れてゐるから迎私の云ふの  
 は規律以外に痛苦を與ふる杯慘酷にすると云ふ意  
 味てはありません元行刑とは適當に刑を執行せし  
 め全く惡心を捨て善心に歸らしむると云ふのて其  
 善心に歸らぬものを刑期か満たから迎放免する位

ては始めから面倒して監獄に拘禁する必要は何も  
 ない話のもてありませんか故に私は心は本統の  
 ものにならん迄も二度監獄に這入て來たりする事  
 のない様にするには其初期に於て非常に嚴格にヤ  
 ッテユア〳〵させる事一掃だと思ひます  
 私の如き勞働者の友となり段々彼等の内情に這入  
 て見ますると今日の日本の監獄は社會と餘り近接  
 して居るてあります監獄の内部は一般社會に知れ  
 渡りて居りてナアーに監獄に喰ひ込ても暫時の事  
 た此盜た金を隠して置けば出獄後は立派な事か  
 出來ると云ふ様な泥棒して資本を造ると云ふもの  
 實際多く御座りまする夫れて私は此英國か初入者  
 に對して別して嚴重なる懲戒主義及威赫主義を折  
 衷して應用するは誠に眞ひ事と信じて居ります  
 夫れて囚人に直接せらるる官吏は可成嚴正に所謂  
 嚴父の地位に立ておやりになる事を希望致します  
 か一方からは彼等に慰安即ち賞譽と云ふものを與

へなければならんと思ひます夫れは歐米監獄の様  
 に外來のものかありて囚人を善道に導くと云ふ事  
 てあります慈善家或は教育家宗教家最も力あるは  
 親族故舊等の訪問面接是等は皆彼等を慰め且つ樂  
 ましむる唯一の手段てありましょふと思ひます  
 現に今日の如く監獄に教誨師と云ふ方かありまし  
 て其頭冥不靈なるものゝ心地を開拓せんと努めら  
 るるは夫れか爲めてあるふと思ひます元來囚人  
 は意思の自由を束縛せられて居ると云て差支ない  
 窮屈の生涯にあるもの故折に親族に會せて貰ふど  
 か故舊に書面を送るとするのは非常の恩恵であつ  
 て夫れか爲め心の慰みと希望を得る事は夥しひも  
 のど信じます先刻當分監長より伺ひまする處によ  
 りまして文字を知るものに書信の禁をなすは非  
 常の懲戒になり又美食に馴れたるものに四分六の  
 飯を與ふれば非常の痛苦を感ずると云ふ様なもの  
 あれば麥飯でさへも其眞ひ過ぎるものもあり九で一

丁字なきものに全く手紙を書かせん處か何の感も  
 なさなひものもあり何れ其者によりて差別かあり  
 ますけれども兎に角個人の關係を穿て適實に慰安  
 を與ふる事か必要であるので御座りましょふと思  
 ひます  
 此個人的關係を知ると云ふ事は中々出來ない事  
 と私は存じまするが併し私も考へる事かあります  
 から御話して見たいと思ひ升が夫れは囚人迎帝國  
 臣民の一員てありますから親切に爲なければなら  
 ぬ事は勿論てあります其人人々に必らず個性と云  
 ふものかありまして實に千差萬別てありまするで  
 其中にツツか弱ひ處……柔かき處あるものに  
 相違ありません例へば亂暴な馬は耳を捕へると動  
 けぬどかパンな強ひ牛でも鼻蔓を占めれば騒げぬ  
 ど云ふ様に人間にも必らず軟かい温かい處かある  
 に相違ない獵師は目は敏くも教育かない教育ある  
 も腕かきかないどか云ふ様に其邊は種々様々て殆

んと見當か着かん事多ひものです殊に外部は動くが故に見る事も出来るが内部は往々窺ひ得ざる事多きものでは程困難な事はありません併し夫れでも終始動かすして然かも變る事なき柔軟かひ温かひ良心と云ふものトツかに隠れて居るに極て居るでありませすから其柔軟かい即ち馬ならば耳、牛ならば鼻頭らと云ふ動く事出来ない處を見出してヒツツとも云さん様に押へ付けて行く事大切と考へる若し是か行れんければ監獄は一の犯罪學校て益々國庫を消耗する斗りでありまして之を實際に行ひ得るものは一に當局者なる諸君の技倆にある事と私は信じます

尤も社會學派の目から見ます時には罪人と云ふ罪人は決して監獄で作りたる者とは致しません是は些と極端の議論かは存じませんが社會か犯罪を作らるるものでありますと思ひます何となれば社會は慘酷で少々悪ひ人間でもあれば犯罪をなす事を待

て居てソウしてサーヤツたどなるど用捨なく監獄に渡して仕舞て先是て安神と云ふ始末其監獄から出てからドウ云ふ風になつて居るか一切構ひません連もそんな冷かな社會であつた時には如何に監獄にある諸君のみか必死になつて働いた處が再犯が増加する計りで何にもならん事でありませ故に今日私の御話の主眼とする處は元々私は社會改良と云ふ事に考を置き現に働勞社會監獄にある罪囚に最も近ひ下等社會に向て運動しつゝあるものに付き再犯者の出来るのは致方ないとしても新規の犯罪者の出来ない様にしたといと努めて居るもので御座りますから諸君に向て望みまする事は非とも初期の時に於て嚴正なる懲戒を加へモウ監獄には來る處でないとい云ふ感念を一般社會に迄も惹起さしむる様致したいと思ひます

終に臨て一言致ます事は前にも述べましたる通り監獄の内部は一般に洩れざる様にすると同時に

### ○空知分監第四回茶話會

#### 四六居士報

### 通

### 信

私共の様に慈善事業とか社會事業に働きます方面に向ては之を知らしめるの方法ある事を要する事と思ます夫は色々なる監獄統計を以てしたり或は著述或は演説等を以て是はコウ是はア云ふ風にしたなれば宜からふと云て其犯罪の原因となりたる個人の状況を教へて降さる様になりませんければなるまいと思ひ升社會と監獄の間は可成遠き事を求めまして一面は又社會に計るの機關備る處なければ到底犯罪の減少を見る事か出来ないものど考へますし又個様に諸君か御心配降さる事は諸君か政治家或は社會改良家に向て方さになす可きの高尚なる義務ではないかと存じます次第であります

餘り御参考にもならん事に御静聽を煩し誠に恐入り升た

七月二十九日午後七時第四回茶話會を演武場に開く會するもの百三拾有餘名其概況左の如し

第一席山上氏囚人犯期に付き嚴嚴宜しきを得されは其懲罰も無用なるを説き第二席坂田氏赤心報國彼の梅田雲濱先生正宗の寶刀を以て誇りたる士に赤心報國の四字を示したる事より予等吾人も國家あるの外何物もなく所謂君忠愛國の人にあらざれば此監獄を維持する事難し殊に唯た食祿の爲めに生を監獄に寄するものゝ如き全く鳥合の兵たるに過ぎす一朝非常事變と云ふ石を放たば雲消霧散殆んど其影をどどめざる支那朝鮮の兵も一般なりと頗る慷慨の談をなせり次きは第三席金田氏少女罪漢を化すと云ふに付き氏か網走分監勤務中實地に臆見したる某囚の官舎煙筒掃除に出役したる時一

少女のあるありて叔父さんの御腰に着てあるものはなんですとの間に非常の劇を受け爾來改心して罪囚に接するもの虚心坦懐恰も彼の少女の如き公平なる觀察をなさざる可からざるものなるを尤も適實に説き聴衆を益せらる第四席高橋氏公衆衛生と個人衛生の區別より個人衛生として最も注意す可き皮膚の保全、外製病豫防殊に傳染病あるに際しては精神を薄弱ならしめざる事等纏々説述せらる第五席田代氏彼の家庭學校々長たる留岡幸助氏不肖少年感化專業の爲め日夜心を勞せられつゝある事より感化院の組織を説き兼て掲出しある寄贈金の成る可く多からん事を求め且我が監獄學校講師として然かも當監教誨師として初生聲を發せられたる氏をして此事業の卒先者たらしむるもの吾人の名譽とする處なるを説かれたり

業と受自業と何れか優るやに付て討論す可き旨告知せらる金田氏起て官司業の監獄作業として最も適當なるものなりと論すれば安藤氏慨切なる民業論を唱へ吉野氏起て學校に於て學びたる作業論より歐米各國に於て探る處の作業に付き將た現今日本の監獄作業として認む可き弊害を列擧し其官業たり民業たるを論せず其に弊害の相伴ふものある以上は行刑主義に背合せざる限り其弊害の防ぎ易くして國庫に不利益を來たさる受自業を採用す可しと論すれば又反對論を主張せんと某々と叫ぶものありしも乍殘念時間之を許さず明日の疲勞も思わるとに付き今晚は是れにて閉會の會頭か宣告に何れも満腔の抱負を吞て止んぬ蓋し勝敗は次會にあり諸子大に學ぶ處あれ次ひて茶菓懇談互に打解け打寛き三々伍々全く會を散じたるは午後十一時なりき

### ○野口茨城縣典獄一家の

#### 不幸及美學

茨城縣典獄野口謹造氏は東部府縣典獄聯合會の爲め北海道へ出張被命客月四日縣地出發同六日札幌へ到着す不在中同五日令息長男武井次男剛の二子那珂川に於て溺死せしにより同縣柏田知事より兼て歸縣せよとの電報同廳監獄署四王天典獄へ傳達を依頼したるを以て其傳達に接し行李匆々同地を出發し晝夜兼行同九日歸縣自宅にて葬式を営みたり其情況聞ものをして轉々悲慘に堪さらしめ同氏の爲深く哀悼の意を表せざるものなし因に記す久保田局長始め聯合典獄は札幌より電報を以て吊詞を述べられ又特に左記の典獄諸氏より香奠として若干の金員を贈られたり先是令息二子か溺死のと監獄署在囚等の聞て皆痛悼措く所を知らず中には工錢の幾分を割き香奠に捧げんことを願ひしものも

ありしやに開けり

- 早崎 春香君 杉野 喜祐君 白井助之進君
  - 畑内 久保君 石澤 謹吾君 岡野 正輝君
  - 藤澤 正啓君 中村 襄君 神尾虎之助君
  - 松山 爲治君 山崎 徳義君 野崎 宏君
  - 神野 忠武君 角尾小彌太君 宇田 徳正君
  - 山口卯太郎君 若山 茂雄君 古野 嵩央君
  - 高木 正謙君 四王天數馬君
- 又典獄野口謹造氏は令息二子の不幸に付親族其他知己の諸氏より香奠を贈られ舊慣に據り一々返禮すへき此無益の冗費を省略し縣下の慈善事業なる保護會に金五拾圓を贈られたりと云ふ

### ○香川縣監獄署茶話會再

#### 興の概況

明治卅三年八月十二日香川郡栗林村栗林公園風斗

館に於て林警監學校教授及警監學校第二期生北海  
道集治監空知分監詰看守長安田作五郎氏の來るを  
好機とし恰も本會再興の豫期あるを幸ひ高木典獄  
以下本支署員六十有餘名出席發會の式を舉たり今  
其概況を記せば午後六時開會笠原看守長は開會の  
趣旨を述べ次に高木典獄は時勢の進運に伴ひ監獄  
官吏の責任に重きを加へ徒に舊慣を墨守するを許  
さずとて廿七八年戰役に於ける支那兵の模様引  
證し職務の敏捷法規の活用に就て希望を熱誠に演  
舌せられ又氏に次ては目下警監學校第二期生とし  
て入校中なる橘看守長は監獄改良の手段として囚  
徒接見人控室の改造希望を陳へ高安教誨師は囚人  
感化に就て伊太利亞學派の説に對し意見を述了て  
林教授は今後に於ける我國司獄官吏の立場又囚徒  
は社會より生ずるものなれば文明國の監獄は我國  
舊來の如く監獄界のみに注目することなく宜しく  
社會に着眼して根本的改良を謀るを要すとの意味

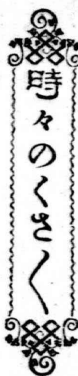
にて熱心に演舌せられ了て午後八時三十分豫て準備し置きたる酒肴を來會者に頒ち涼風夏月を友に樓の内外園の池畔に三々伍々團欒して胸襟を開き獄事の談話を試み主客十二分の歡を盡し散會せしは午後十一時なり

因に記す司獄官吏に倫理學修養は最も必要にして今更言ふは陳腐なれども當署は幾多獄事の研究に追はれ希望しつゝも遂に今日迄其目的を達せざりし然るに當署は昨今囚徒の減少に伴ひ囚人監(男女)二百七十八房の晝夜分房監は超して雜居監房迄も晝夜分房或は確定囚試驗監房となすに至り殊に女囚の如きは幾分必要の雜居婦を除く外は全然分房に作業するに至れり故に遇囚上感化を目的とするに就ては稍更倫理の必要を認め本月十三日より毎月凡二三回署員一同は當署藩儒者赤松渡氏を聘し倫理的講話を聽き併て研究をなすことゝしたり且又た當署に於て在監

人に専ら修身齊家の道を教へ道徳心を涵養せしむるの目的を以て未丁年者は勿論年齢卅五歳迄の男四人に對し就學を開始せりと云ふ

### ○釧路分監監獄茶話會

明治三十三年七月二十四日午後七時より釧路分監演武講習所に於て茶話會發會式を舉行せり集會者は百十有餘名にして演說祝詞討論ありて頗る盛況なりし且本會發會順序及び茶話會概則等を議定して閉會せりと云ふ



### ○思ふまゝ

碧川

○兎角官廳の仕事には、繁文縟禮の多ひので、是迄隨分行政整理とか何とか様々の名稱の下に、之

を簡捷にする評議のありたることもありて、今日にては、各廳とも、以前よりは多少簡捷と云ふ傾向になりたるへけれども、未だ繁縟の手の掛ることの多きは免れざる所である、他は言はずもが本監獄の如きは是非思切て事務を簡捷にせねばならぬ、監獄は、他の官廳など異りて、机の上や帳簿の上での事務が主要なものでない、活きた人間の取扱が主要なものであつて、事務は之に付屬するのである、故に事務の簡捷を尙ふは今更らのことでないのである、囚人の感化教養と云ふ上に付ては、是非其人物の實際を知ることが必要である、首腦たる典獄は勿論のこと、課長とか何とか云ふ地位に在るものも、大に然らざるへからざる等である、然るに今日の實況は如何と云ふに、監獄の事務は誠に多端にして、毎日幾多の帳簿書類等は、夫々課長とか何とか云ふものゝ手を経て、典獄の前に堆く積まるゝのである、之を一々見るには幾



多の時間を要し、或る場合には無意識的に手を動かすかと思ふ程に認印をせねばならぬこともある、而して之を爲さ、れば忽ち事務の澁滞となるが如き實況にして、典獄始め課長とか云ふ様のものが、此等に多くの時間を費し、肝腎の囚人を知る爲めに、時間を用ふることの出来ぬのは甚だ其本旨に背反するのである、尤も是迄は地方費支辨の爲め、諸般の事務の扱ひ方が全國一定と云ふ譯に至らざりし爲め、別して此弊はありたるならんか、今度は國庫支辨となりて監獄の統一と云ふことは必要的に行はるゝことなれば、中央に於ては此邊に大に注意し、可成複雑なる形式的の事を避け、活用の範圍を廣くし、以て事務を簡略にし、直接囚人を知る爲めに、多くの時間を與ふることせられたらば、宜しからんと思ふ

○前項に依りて殆んど盡きて居る様であるが、余輩は監獄の統一と云ふ處より、全國に通ずる監獄

事務通則と云ふ様なものを編成したならば、可ならんと思ふのである、元來余輩は、活きた働きをするのが望みであるから、餘り様々の規則を設けて人の活動を束縛するやうのことはせぬ方が、宜しからんと思ふのはあるが、是迄も随分些細の處にまで涉りて、訓令とか通牒とか出て居るのであるから、今後とても餘り活動の範圍を廣むる譯でもあるまじければ、寧ろ統一の必要より、一定の事務規程を設くるが宜しからんと思ふ

○看守給助金額は、給助例の範圍内に於て各地方區々に定められてあるへければ、今度は一定する方可ならん、余輩は可成總ての給與を一定するを可と思へども、地方の狀況に依りて斟酌を要するものあるへければ、一概にそう云ふ譯にも至るまじく、差當り給助金の如きは、給助例の最多額なら最多額に、一定するが宜しからんと思ふ

○女監取締には袴、羽織、靴、位を給し居る所あり

時々のくさくさ

り、給せざるあり、看守押丁との釣合の上よりするも、實際よりするも、給與せねばなるまじ、是迄の通牒を一層擴張して、服裝并に給與に關する規程を、訓令なり何なりにて出し、一定に支給することゝ爲さは宜しからんと思ふ

○新任看守の教習は、何方にても多くは都合能く運はず、教習甚だ不充分なるを免れざる所ならんと思ふ、教習はどうしても専任の教官を置かなければ都合能く行かざるへし、然るに兎角専任にあらすして傍ら仕事の様の場合になり居る所多からんと思ふ、左なきだに期間の短き爲めに充分に行かぬと云ふ困難あることなれば、専任の教官にあらざる所の結果や、知るべきのみである、余輩は、各地方にての教習を廢し、全國を一區若くは數區と爲し看守學校を設け、之に入れて教習することには可ならんと思ふ、而して教習期も先つ六ヶ月位にするを要すと思ふ、費用は少し位餘計掛る

も、必要の費用であれば致方なし、數區に分つても、一ヶ所とせんことを最も望む、若し夫れ今の警察監獄學校より監獄科が分立する様になりたれば、之に併置するなど最も妙ならん、一定の場所に於て養成し、以て各地に分配するとせば、其結果頗る宜しからんと思ふ

獄醫瑣談

松藤生

○昨年八月英國のプロフエツソルオグストンが英國陸海軍の軍醫の悲境を説かれた其中に軍醫になるのは道境に入るの始めであつて永く居れば居る程段々深かみへ陥落するのであると云ふ事を経験して今日では誰も衛生士官に成る者はない若し万一之を希望する者あれば此人物は學識なく資財もない者である退職した軍醫は開業しても更に流行しない之は在職中に忘却して退職する頃には素人

同様の俗物に成てしまつたからである軍醫は學術進歩を圖る方法が無く將校は勿論兵士までが軍醫の診療を憚とせぬ位だ獨逸の陸海軍醫制度は完全であるから英國も模倣して完全のものにした云々日本軍醫は斯の如き悲境あるや否やは知らざれど我監獄醫には將に之よりも尙甚しきの悲境に非ざるなきか由來醫者の仲間には専門の仕事の他には口口筆に順逆の境を論じないから政府當路の方々には知りて知らぬ振りする傾かあるよ

○監獄醫事の制度も監獄局に衛生課を設け衛生事務官を課長となし課僚には衛生事務官補を置き全國監獄警事衛生の中樞となり時々地方監獄を巡視せしめ又地方監獄には監獄醫官監獄醫官補監獄藥劑師を置き同時に今日の看守押丁の制度を改正し看守押丁をして少くも在監人の千人位の處には二十人を衛生部に屬せしめ殊に病監の如きに至りては此衛生部の看守によりて一切の事を辨せしむ

ると云ふ種な事にして看守長の配置に成れる從來の如き事を全然止めねばならぬされば衛生看守部長衛生看守衛生押丁と云ふものを設けたいのであす少くも此位の事はやりて貰はねば到底衛生の目的に副ふるのではない

○地方監獄の醫務所もせめては所長室、醫員室、藥局、診察室、研究室、解剖室、等位は設備せねばならぬものと思ふよ

○日本の醫學は英米の風上にあることは誰しも承知の筈なりトクトルウエー氏の犯罪者の教育論位のものにはナンボーでも出来るのみならずザンブローソ一の犯罪人研究の如き事項も續々輩出せしむることは先進先輩の遣り方一つだ

○衛生進歩の事のみを云々してはインスペクトルの側から反對があるかも知れないけれど失敬ながら今日のインスペクトル先生は學問上の素養に於て欠くる處が多い續だ専門學の土臺たる普通學の

智識なく所謂耳目刀筆の吏であるから此方面には僕は根底から漸次改むるの必要かあると思ふよ學校の第二種生は即是だ

○北海道の協議會に空席あり、それにつけていふへきことこそあれ、主務省よりは局長を初め、はるばる出張せられ、クルーゼン先生は大臣の特命により、わざと一場の演説をせられたるほどのことなるに、缺席とは合點ゆかず、いぶかり問ふに、知事のゆるしを得ずとのこと、かくどし思

へば問はざるものを、よしなき蝮蛇を突き出したりと、後悔すれど、かひなし、かゝる知事はよも二人とは、あはさじと、これも思ひのほかにて、あはれ旅費の支出を拒まれて、自費旅行せしむれば、からうして僅に一週日のゆるしを得たるもあり、監獄を地方長官に管理せしむることのよしやあしやなど今更論すへきことかは、さはれ會議の品位につきてもいさゝかいふべきことあり、數

字の問答位ならはいざ知らず、監獄醫、教誨師を拜任待遇にする勅令案の成行などまで従者の答辯に一任するが如きは品位上また紀律上いかものものにか、こは久しき以前よりのならはしならむかやれど、そのならはしに新なる目には、いさゝか異様に見ゆ、典獄の出席を拒みたる知事は此邊に見識ありしや否は己れの知る處にあらず、とまれかくまれこれらのことは斯道のために美事ならねば願くは一般の改良をたまへ

○某地方監獄に於ては秋季皇靈祭の日に於て死亡囚の供養法會を執行する席上に男女囚徒を同一に集め其式を擧げたりと今其地方新聞の登載する所に依れば曰く祭場の中央に阿彌陀佛像を安置し供物香花を爲し午前八時より僧侶七名續經各課長看守長以下之に臨み囚徒は男囚を前とし女囚を後とし整列せり僧侶講終るや各課長看守長の焼香ありて男囚は多人數なるを以て有賞者か一同に代り

禮拜を爲し女囚は一同各自に禮拜を爲せり云々とあり吾人は餘りの事にさる事のありしとは容易に信する能はずと雖も頃者如何なる譯かは知らぬども是等に類する珍聞奇話の吾人を驚かすもの往々にして少なからずされは其要を茲に記して以て之か眞偽の判定を諸士に待つ然れども吾人は之か全く虚傳ならん事を望む也

K H 生

○記者足下 本誌の逐日活氣を相加へ倍々健全に趣きつゝあるは我が愛兒の生育を樂むよりも尙ほ

♪ 樂しく相覺へ申候

○殊に先月限り監獄費の地方支辨なる最と窮屈不揃の舞臺を辞して本月より國庫支辨なる大舞臺へ乗り出すことゝ今後道具建と臺詞は如何なる目覺しきことならんぞ今より愉快に堪へす候

○將來に於ける理想的監獄を夢みて看守を減員し且或る程度までは其携帶武器を廢せんとは先輩松

隈氏の主唱に御座候生は窃に思へらく氏の説をして彌々實行せらるゝの曉とも相成候は監獄の進歩も殆んど絶頂(?)と申へく慶賀同感の至に候

○併し其節は看守の勤務法は如何相成候哉依然今日の如き有様にては看守を減員する其其職務の劇甚を唱ふる一種の通弊的語詞の倍々相伴ふべきこと存候

○人は身體と精神とより成る而して看守も亦人なりとせば此二ツのものは兩々相離るへからず身體健康ならされは精神亦發達せず精神萎靡すれば身體亦衰弱するを免かれず此理屈を以て相考へ候得は現今の如き勤務法にては到底完全なる看守を得ること難きこと存候

○綿の如く疲れ果てたる看守にして何とて續々たる精神御座候はんや此精神なく元氣なきものにして如何に罪因感化てふ重任を完ふし得へけんや頗る疑問に御座候

○生は或程度まで携帶武器廢止てふ説に就ては頗る賛成なるも衆生濟度の大慈悲心あるてふ彌陀も時と場合に依ては利劍を揮ふこと有之と聞及ひ候得は強ち武器を廢しなくとも今少しく看守をして心身を裕かならしむる方法を講しられ且教習中の一科目として倫理學を加へ先つ己を修め人を正ふるの道を教へられ度さすれば是又理想的監獄改良否な實際的監獄改良の一端ならんかと存候草々



○官設鐵道乗車賃減額方

に就て

私設鐵道條例に依るときは在監入及護送官吏の乗車賃は半價を以て乗車の規定あるに拘はらず官設鐵道に限り減額乗車の明文なきは彼は權衡を得ざるの嫌あり且今後は在監人の移送等一層頻繁とな

り徒に在監人押送に要する押送官吏の旅費及び押送費を増嵩するの虞あるを以て此頃其筋より主管遞信省と協議を遂げ官線に依る鐵道の賃減額方の詮議中なりと云ふ是れ固より至當の事にして片時も早く其發令の速かならんとを希望に堪へざるなり、序に記す歐洲諸國に於ても既に無賃乗車の規定あり獨り護送に關する乗車賃のみならず監獄用の物件即ち素品製品の如きも同様無賃輸送することゝなれる由將來國庫支辨後に在ては無賃輸送も亦妙なりとす

○巡查看守俸給令の改正

追加

現今巡查看守の俸給は七級俸九圓に起り一級十五圓にして之を以て強ち低額に失せりと謂ふへからざるも近時物價騰貴の趨勢より之を觀察するとき亦強ち優なりと看做すへからざるのみならず元

來巡查看守の勤務は社會文明の進歩に伴ひ歩一歩と其繁勞を増すに至るは事理の當然にして一面亦た各種事業の漸く勃興するに従ひ看守巡査の採用上且口格勤を奨励するの必要を認め現行巡査看守俸給令に改正追加を斷行せられんとす云ふ、而して今回改正の要旨は看守部長巡査部長の俸給増加之途を開かんとするにありて改正案なるものは看守部長又は巡査部長にして滿一年以上一級俸を受るものは特に漸次月俸貳拾圓迄増給することを得と云ふにありと云ふ亦以て後進獎勵上必要の措置なりとす

### ○巡查看守給助例改正詮議

現行の巡查看守給助例は明治十五年の發布にして其規定及び給額に於て不完全且俸給と伴はざるものあるを以て之が改正を望まるとは隨分久しき問題なりしが昨年既に成案となり議會に提出せ

らるへかりし豫期なりしにも拘はらず遂に其運ひなかりしは當局者の共に遺憾とせし所なりしか此頃更に右成案を精密に調査し法律案として今期帝國議會に提出せられんと目的にて目下願りに研究調査中なりと云ふ、而して今回の改正案に依れば著しく其給額歩合を増し巡查看守をして永く其職務に盡瘁せしめ老後の内顧なからしめんことを期せらるゝ筈なりと云ふ亦た以て優遇方法の一方便たるへき歟何れにせよ該法律案の成立發布こそ望ましけれ

### ○監獄賞與規則に就て

現行看守押丁賞與規則は看守押丁に限られあるを以て其以外の監獄官吏賞與の道なきのみならず警察賞與規則改正の結果、賞與金額の如きも權衡を失するを以て之が改正を望まれつゝありしか此程當局に於ても之が改正の必要を認められ監獄賞與

規則として汎く一般の監獄官吏に對する賞與の道を開かるへしと云ふ左もあるへき事なり

### ○監獄作業受負契約に就て

會計法第廿四條に於て除外したるもの及他の法律勅令を以て定めたる場合の外政府の工事又は物件の賣買貸借にして其金額五百圓以上に上ほるときは總て競争入札に付すへきは當然なりと雖も在監人作業受負契約は(一個人との契約を指稱す)競争に付するを要するや否やの問題に就ては曾て當局者の間に疑義ありし所なりしか本件に對する當局者の意見なりと云ふを聞くに固と監獄作業は其性質營利的のものにあらずるは勿論受負作業は法文に所謂工事の受負にあらずるのみならず物件の賣買貸借とも看做すへからざるを以て結局會計法規定以外に屬するものとし一面亦た受負人の性行如何をも選擇するの必要あるを以て隨意契約に依

るも何等不都合あるを認めずとの解釋なりと云ふ然れども數ヶ年を通したる繼續契約を爲すは整理等諸般の點に於て穩當を缺くの嫌なきにあらずるが如し故に可成該年度限りの契約と爲すの注意あらまほしと當局者は云へり

### ○監獄官吏官舎居住の件に就て

從來集治監其他國庫支辨の北海道廳等の監獄官吏は官舎貸渡内規に依り典獄の特に官舎居住の必要ありと認めたる者は無料居住を許されたりしが一面府縣監獄は何れも地方稅支辨たると同時に該内規以外とし假令官舎の設備ある地方の如きも相當官舎料を徴せられたりしも十月以後は集治監同儕監獄官吏の官舎居住指定の必要ありとし官舎貸渡内規の改正詮議中なりしか此頃既に開議を経て改正を發布せられたりと云ふ、而して監獄官吏の官

舎居住を要するものは典獄分監長支署長を第一とし其他は書記看守長監獄警教諭看守の内特に典獄に於て官舎居住の必要ありとし指定したる者に限り無代居住とし其他は相當の官舎料を徴せらるゝ筈なりと云ふ、右は從來官舎の設備ある地方及將來建築せらるべき一般監獄官舎に適用せらるべきは勿論なりと雖も設備なき地方に迄此際設備せらるべき備にあらざるは勿論なりとす

### ○再び在府縣獄囚徒費に就て

集治監に入るべき囚人の拘禁費は監獄費國庫支辨法施行の結果として自然廢止に歸せしめ各囚徒を拘禁したる府縣の監獄費を以て支辨すべきことは本誌前號の雜報欄内に記載したると同時に押送途中の費用は本年度に限り依然從來の通存在せしむる備付せしむる右は全く誤聞にして之が押送に

關する諸費も國庫支辨の結果當然兩者の間に區分すべき必要なこととなりたるを以て此際在府縣獄囚徒費の支出を停止し發遣を爲す各官署の監獄費より支辨すべき旨先頃一般に通牒を發せられたる筈なり故に再び茲に是正すること爾かり

### ○監獄統計小票施行に就て

本年三月内務省に於て全國の典獄を召集し諮問會を開かれたる當時諮問案として典獄の意見を徴せられたる監獄統計報告調製方に付小票計查組織に依るの利害に關する問題は各典獄に於て篤と熟考の上書面答申の事になりたりしか其後各典獄より之か實行に關する意見答申ありたりと云ふを聞くに多くは小票計查式に依るを便なりとすとの説多數にして其筋に於ても既に之を實行するの成算あり先頃來尙篤と精査する所ありしか此頃既に脱稿の運びに至りたる哉に於て不日調令として發表せらるに至るへしとなり、而して今回の調査案に依れば小票様式并小票記入心得の外小票の整理及製表順序なるものを添付し小票の容器、整理の順序等に付き雛形を付し詳密なる説明を與へらるへしとなり

るに至るへしとなり、而して今回の調査案に依れば小票様式并小票記入心得の外小票の整理及製表順序なるものを添付し小票の容器、整理の順序等に付き雛形を付し詳密なる説明を與へらるへしとなり

に相當代價を支給するにあるを以て月額支給は穩當ならずとの趣旨に依り其筋に於ては之を認められざる次第なりと云ふ

### ○文官判任以上の退官賜金に就て

看守給與品貸與品規則に依るときは長短靴袴袴袴下手套下襟靴下に依り代料給與の道を開かれあるに就長短靴袴袴袴下の類の如き供用期限の數ヶ月に跨るもの、代料給與方は從來地方に依り其代料を供用月數に割賦し月額支給となせる向もありと云ふ而して其理由は代料支給後供用期限内に辭職又は免職するものあるときは供用殘期に相當する金額を返納せしむるの煩あり且は免職等の場合に於て本人の所在不明等の結果官損となるの恐れありと云ふにあるも代料渡は固と現品支給に換ふる

明治二十三年勅令第九十八號に依り文官判任以上の者に支給せらるゝ退官賜金は退官者の權利なるや否やの件に就ては疑問にして余輩の見解は寧ろ權利と看做すべからざる性質のものなりと信じて疑はず然れば從來退官者の退官賜金に就ては其奉職したる官廳より辭令を交付するの例なりしか司法省所管の例に依れば從來退官賜金に關しては別に辭令を交付せず支給し來りたる由にして此項司法省所管の官吏に對する退年賜金は別に辭令を交付せず退官者の請求を待て其給否を判定し支給することとし全國裁判所及廳府縣一般に通牒を發せ

られたりと云ふ、辭令の交付如何を以て權利問題を決する能はざるも本人の請求を待て支給すべしとは少しく異なる感なきにあらざ

### ○監獄會計主務者に望む

國庫會計法に依るときは政府の工事又は物件の賣買貸借は其金額五百圓以内を限り隨意契約を以て一個人と契約を締結するを得るは勿論にして法規上何等の不都合を認めずと雖も府縣監獄に於ける從來の取扱例に依るときは其金額の範圍實に狭小にして一面之を以て世人の疑感を避くるの用意に出たりと認むることを得べきを想へば今後國庫支辨後と雖も當局者は可成從來の良習慣を繼續し公平に且眞率に注意を須る苟も其金額の百圓以上に達するもの、物件の賣買、工事の受負等は競争に付し其結果適當と認めたるものに就き契約を締結せられんことこそ余輩其注意の到れるものなる

ことを信せり同人社會幸に予輩と見を同ふせらるゝ否やど其筋の某當局者は云へり主務の諸士夫れ如何と爲す

### ○監獄協會茶話會

本年六月以來學校休業等の爲め暫時休會せし監獄協會茶話會は九月二十九日(土曜日)午后一時より東京麹町區永樂町監獄協會講演室に於て開催したり、當日の來會者には清浦本會々頭を始めとし久保田監獄局長、阪崎司法省職員課長、小山檢事、留岡教授、岡田、名村の兩講師、雇教師クルーゼン氏、山上本會委員長以下委員諸氏并豊野警視廳典獄、司法省監獄局員及警察監獄學校生徒諸君并警視廳、東京集治監、神奈川縣、埼玉縣の各監獄署員等無慮百餘名にして、第一席岡田法學士、歐洲古代の刑具に就て君か滯歐中蒐集せられたる歐洲各國に須るられたる刑具に就き詳細なる圖面に對

する説明講演あり、終て豊野典獄は北陸各縣監獄廻回所感てふ演題の下に各縣到る所、看守訓練の未だ周到ならざると第一期學校卒業生の爲め未だ事業の爲すなきを慨せられ、尋て留岡教授は例の輕快なる辯舌もて不肖少年感化に就て君か親ら實驗せられつゝ事跡に就き斯業の必要且困難なる理由を詳述せられたる中々盛會なりしなり、而して以上諸士の講演後尙は時間に餘裕ありしを以て左の討論題に就き討論會を開き依例、山上委員長會長席に就き結局本題に現行刑法の規定を以て満足すへきにあらざるも姑らく現行規定に忍ぶを以て可とするの説、最大多數にて本問題に終に否決に終れり

### 討論題

一懲治場留置の期間に就て最短期を定むるの可否  
若し最短期を定むへしとすれば如何なる期限を以て適度とすへきや

### ○監獄改良家としての地方

#### 長官

(柏田新潟縣知事)

新潟縣知事柏田盛文氏は前任地茨城縣に在職の當時より熱心なる監獄改良家にてありしことは讀者の夙に諒知せらるゝ所に於て現に屢々親ら監獄署に臨み多囚を集め親しく訓諭的教誨を加へ一面、亦出獄人保護會に親ら會頭として盡力せらるゝ所ありたる等、全人社會の均しく欽仰する所なりしか去月氏か新潟縣に轉任の命を承け赴任せらるゝに該り親しく監獄署に臨み總囚を集合し告別的懇篤なる訓諭を加へられたりと云ふ要するに氏か會て誠心誠意深く斯事業に同情を寄せらるゝことこの厚き余輩は茲に氏の徳を頌し亦深く感謝の意を表するに吝ならざるなり、全國の地方長官にして氏か如き德行あるもの果して幾人かある、余輩は茲に之を特筆し以て世の地方官に向て一臂の勢を斯

### ○中國及九州典獄協議會

### ○臺灣監獄の主管變更に就て

事業に添へられんことを敢て 希望するものなり を怠らざるべし

本年八月北海道廳に東部各府縣典獄協議會を開かれしに引續き九月二十日より京都府に中國典獄協議會を開催せられ越て全二十六日より大分縣の主人となり九州各縣典獄協議會を開き司法省より眞木監獄事務官、赤星書記官等之に臨席せられしことは本誌前號に掲載したりしか今右兩協議會の實況を聞くに何れも中々盛會にして時節柄實務に關する緊急問題無量百數十件に上ほり亦出張官より質疑に答へられたる等要するに協議事項は參府縣の間に何れも實行を期する筈にて將來監獄實務上に裨益を與へしこと決して尠少にあらざりしと云ふ、而して該會議に臨席せられたる眞木事務官は九州に於ける協議會終了本月四日歸京せられたり尙ほ詳細なる協議事項は本誌次號に掲載する

本年九月七日勅令第三百五十九號を以て臺灣總督府監獄官制を發布せられ從來地方廳に屬せしめたる監獄の管理をして總督に直轄せしむることとなり、而して是と同時に監獄署を監獄とし監獄支署を支監とし監獄書記看守長の名稱を合併して監吏とし通譯を置き亦俸給豫算内に於て醫員技手(何れも判任)を置くの道を開きたると最後に地方院檢察官長に監獄に關する一切の事務を監視せしむることとなしたる等は改正勅令の主要なる點なりとす、而て最後の檢察官長に屬せしめたる監獄監視權なるものは文字の如く監督權と差異あることを玩味せば余輩大体に於て異議を挟むものにあらずなり識者以て如何と爲す

## 統計

### ○明治三十三年七月末日現在在監人員表

(表中△印は増)

計 統 (五六)

東 京	大 阪	神 奈 川	兵 庫	長 崎	新 潟	埼 玉	群 馬	千 葉	茨 城	栃 木	栃 木	三 重		
四 人	三、〇七七	一、四六一	三、三七〇	一、一〇七	一、九四八	六二二	九八四	九八五	一、一七二	八五〇	一、〇三四	七七四	五八七	一、〇五一
刑 事 被 告 人	七〇一	一一二	五五三	一一八	一八七	三三七	一一六	八四	一五八	九九	一八二	七四	三四	五九
懲 治 人	一五	三	一六	一〇	二九	四	五	四	六	四	三	一	二	二
別 房 留 置 人	九九	一九	五五	一八	四七	一九	一一	一一	一九	一六	一〇	四	四	一六
携 帶 乳 兒	四	三	五	三	五	一	二	一	二	一	一	一	三	一
計	三、八九六	一、五九八	三、九九九	一、二六六	二、二一六	九八三	一、〇八六	一、〇八六	一、三三〇	一、二二〇	一、一三〇	八五三	六三〇	一、二二八
明治三十三年七月末日現在	三、九八四	一、五三三	三、七五七	一、一五四	二、二九六	七四五	一、三二八	一、一六七	一、四四七	一、三六〇	一、三六〇	八七九	六六四	一、一〇〇
比 較 増 減	八八	六五	二四二	一一二	八〇	二三八	二〇九	八一	九〇	八九	一三〇	二六	三四	七二

山廣	岡島	島島	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨	靜岡	愛知
口島	山根	取山	川井	田形	森手	島城	野早	賀梨	岡知								
八六〇	一、二六一	一、一四九	六四八	四二三	三〇九	三四五	二九九	五八五	六四〇	二九四	四九一	一、四九九	七六一	一、三三〇	九一四	六三五	四八〇
一〇二	一七〇	一〇八	六三	四七	七九	二四	一八	一〇三	五六	一三六	八二	一八六	三四九	二一六	六三	一九	一二二
二	三	一	一	一	二	二	二	一	一	九	二	三	三	三	一	三	一
一九	二二	二〇	六	一	一	八	九	一〇	七	九	三	二	三	九	二	四	五
二	二	四	五	一	一	三	一	二	一	一	一	八	三	二	三	五	二
九八五	一、四五八	一、二八一	七二三	四七二	三八九	三八二	三二八	七〇〇	七〇五	四三九	五七七	一、三五八	一、一四六	一、五七二	九八六	六六一	六一〇
九四四	一、五三一	一、〇九六	八九四	五八一	四二〇	四三六	三五四	八七七	七二〇	三三五	六三三	一、二四八	一、〇三四	一、六三四	一、〇二四	七九七	五一一
四一	七三	一八五	一七一	一〇九	三一	五四	二六	一七七	一五	一〇四	五六	一一〇	一一二	六二	三八	一三六	九九
																	二二八

和歌山	德島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	鹿兒島	沖繩	北海道	東京	宮城	三池	北海	海空	道集	監治	計
勝路	知監	本監	本監	本監	本監	本監	本監	本監	本監	本監	本監	本監	本監	本監	本監	本監	本監	本監	本監
五二七	七一九	六八九	八六一	八八一	一、四六三	五五六	三七六	八五四	三七三	五七四	二八四	一、〇四七	一、一五一	六九六	一、四七一	八四五	七五九	九二五	六九六
四六	四八	三七	一四一	一〇七	二〇〇	九六	四三	七四	二九	四九	一三	三七〇							
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	一六	一一	一四	三	五四	七七	七	二八	五	六	五	四〇							
三	一	二	一	一	二	一	一	一	一	一	一	二							
五六九	七八五	七三九	一、〇一八	九九八	一、一七九	六六二	四二六	九五六	四〇八	六二九	三〇二	一、四六〇	一、一五一	六九八	一、四七三	八四五	七五九	九二五	六九六
六六五	八一二	八九六	一、〇三六	九五八	一、六五二	六二九	四三三	九三五	四八三	六二九	二六二	一、四九五	一、一八三	八一	一、四一五	九五二	九〇一	九三一	七〇五
九六	二七	一五七	一八	四〇	六七	三三	七	二一	七五	四〇	一	三五	三二	一一三	五八	一〇七	一四二	九	二六四



三十三年六月	五〇、二九〇	六、二四一	一六一	七六六	八四	五七、五四二	五八、八七八	一、三三六
未日現在	五一、一三七	六、五七七	一七三	七四九	一一二	五八、七四八		
増前月ト比較	八四七	三三六	一一△	一七	二八	一、二〇六		

寄 書

○監獄の管理は主務省の直轄を要す

直 言 生

監獄の所屬は内務司法何れか可なる乎との問題に就ては獨り我國のみならず西洋諸國に於ても亦議論ある所なり余は今日其所屬問題に就ては敢て論議せず只監獄の管理は主務省の直轄ならざるべからざる理由を述べんと欲す

從來内務省の所屬たりし監獄を先般司法行政に移されたるにも拘らず廳府縣の監獄は依然として其長官に管理せしめらるゝは頗る怪訝の至に堪へざるものゝ如しと雖も蓋し之れは當分止を得ざるの究

策に出たるものなるへし何となれば暫時の間と雖も地方費支辨に係り且國庫費に移りたる後と雖も本年度中は典獄以下書記看守長並に雇員の俸給及諸給は内務省所管の廳府縣費より支出せざるを得ず故に從來の廳府縣長官をして監獄を管理せしむるは寧ろ當然のことなるも之れは一時の扱に過ぎざるへし然れども來る三十四年度の豫算は無論司法省の所管として調製せらるゝ由につき年度の代ると同時に監獄は廳府縣長官の手を離るゝこと明々白々たり此點に就ては最も疑ひなしと雖も或は檢事正の配下に屬するならんと杞憂の念を懐くものあり然れども性質上檢事をして監獄の管理を爲さしむべきものにあらざる其しや廳府縣長官の如く管理するにあらざる只監獄を指揮監督するに止るものとすも囚徒は恰も敵に看護せらるゝか如き惡感情を惹起し行刑上殊に感化に害あるへし

關て司法事務の成蹟如何を調査するに余をして遠慮なく言はしめは罪證の湮滅若くは逃走を防ぐか爲めよりも寧ろ被告人を捕へて先拘留し訊問の上罪證を得んと欲する傾きあらざるかの疑なき能はず而して被告人は空しく囹圄に伸吟して其長きは一年以上拘禁を受くる者往々之あり勿論之は豫審中に屬するもの多しと雖も其公判に移すに足る罪證の具らざるは檢彈の不備なる責を免かれず試に三十二年度の統計を見るに控訴百件の内原判決を不當として取消したるもの六十八件の多きに上るも檢事の控訴よりは却て被告人の控訴に係るもの割合に多く正當なりしと云ふ之に對して讀者は如何なる感しを起したるかア其後控訴豫納金廢止の結果被告人にして控訴するもの非常増加せり尙刑事訴訟法改正の曉は豫審に辯護人を用ゆることゝなり自然檢事の職務は益々其繁を加ふるに至るへし果して然らば監獄事業の指揮監督を爲すの餘力は到底之あるへしと思はれず

去れば全國を數區に別ち東部中部西部と云ふか如く特に監獄を新設すへしとの論を唱ふるもの輩出せしと雖も是又有害無益のことなりと謂はざるを得ず則主務省と監獄との中間に介立するもの

あるに於ては自然事務の滯滞を來し且之を設くるか爲め無益の費用を要す加之何等の利益あることを發見する能はず

以上論するか如き次第なるを以て將來地方監獄は總て之を集治監と改め(支署は其分監とす)而して從來の集治監と等しく主務省の直轄となし主務省に巡閱官を増置せば行刑上に於ても經濟上に於ても誠に好都合にて之れに勝れる便宜なかるへしと信す

○舟橋教授の死去及葬儀

警察監獄學校通譯官兼教授舟橋重三君は暑中休暇後不幸にも腸室扶助病に侵され療養怠りなかりしも藥石効を奏せず本月一日卅七歳を以て終に永眠せられたるは誠に痛惜に堪へざるなり而して本葬は本月四日佛葬を以最も盛大に行はれ當日會葬せられたる人々には伊東樞密院顧問官平田法制局長官小松原校長各代理者安樂警保局長警察監獄學校教官内外人一同同校幹事以下職員生徒全員監獄協會代表者其他友人親戚無慮三百五十拾餘名にてありしと云

# ○會報

## 吊慰金贈與ノ部

内藤熊太郎氏遺族

故茨城縣看守内藤熊太郎氏ハ奉職以來滿九年十一月間獄務ニ從事シ職務ニ勤勉銳意監獄ノ改良ヲ圖リ傍ラ監獄協會ノ爲メ盡力スル所尠ナカラス其効績顯著ナリトス茲ニ本會規則第三條第九號第四項ニ依リ金九圓贈與ス

明治三十三年八月十二日

監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦 奎吾印

高橋秀憲氏遺族

故青森縣看守高橋秀憲氏ハ奉職以來滿五年九月間獄務ニ從事シ職務ニ勤勉銳意監獄ノ改良ヲ圖リ傍ラ監獄協會ノ爲メ盡力スル所尠ナカラス其効績顯著ナリトス茲ニ本會規則第三條第九號第四項ニ依リ金五圓贈與ス

明治三十三年八月十二日

監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦 奎吾印

元新潟縣看守 金子彦次郎氏

奉職滿二十一年二月餘ノ長ニ涉リ勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考查シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス

明治三十三年八月十二日

監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦 奎吾印

元福岡縣看守長 時枝萬三郎氏

奉職滿二十一年六月餘ノ長ニ涉リ勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考查シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス

明治三十三年八月十二日

監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦 奎吾印

元福岡縣看守 大里慶可氏

奉職滿二十三年二月餘ノ長ニ涉リ勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考查シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス

明治三十三年八月十二日

監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦 奎吾印

元北海道集治監看守 小倉正太郎氏

奉職滿十二年四月餘ノ長ニ涉リ勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考查シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金三圓六十錢ヲ贈與ス

明治三十三年八月十二日

監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦 奎吾印

元警視廳看守 鈴木藏氏

奉職滿十年一月餘ノ長ニ涉リ勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考查シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金三圓贈與ス

明治三十三年八月十二日

監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦 奎吾印

元兵庫縣看守 新 庄 彦 太 郎 氏  
奉職滿十一年十一月餘ノ長ニ涉リ勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本  
會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金三圓三十錢贈與ス

明治三十三年八月十二日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦 奎吾印

元兵庫縣看守 北 岡 由 吉 氏

奉職滿十一年六月餘ノ長ニ涉リ勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會  
規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金三圓三十錢贈與ス

明治三十三年八月十二日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦 奎吾印

元岡山縣看守部長 鷹 取 豪 氏

奉職滿十二ヶ年二月ノ長ニ涉リ勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規  
則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金三圓六十錢贈與ス

明治三十三年八月十六日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦 奎吾印

元愛媛縣看守 松 田 政 房 氏

奉職滿十五年ノ長ニ涉リ勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三  
條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓五十錢ヲ贈與ス

明治三十三年八月十六日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦 奎吾印

元新潟縣監獄書記兼看守長 三 上 八 十 八 氏

奉職滿十五年一月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條  
第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓五十錢贈與ス

明治三十三年九月十一日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦 奎吾印

元熊本縣看守部長 松 尾 俊 作 氏

奉職滿十六年十月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條  
第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓八十錢贈與ス

明治三十三年九月十一日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦 奎吾印

元熊本縣看守部長 早 川 郡 太 氏

奉職滿二十一年四月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三  
條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス

明治三十三年九月十一日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦 奎吾印

○維持會員入會報告 (監獄當局者外)

入會月日	會員種別	出金額	官職名	姓名	紹介者
九月一日	維持金員		高松地方裁判所 長判事	黒田英雄君	香川地方部長 高木光久君
同	同		高松地方裁判所 檢事正檢事	松本清廉君	同
九月四日	同		宮崎地方裁判所 判事	平原末雄君	宮崎地方部長 楠木原政澄君
九月九日	同		大阪區裁判所 事	吉田八十綱君	大阪地方部長 千頭政澄君
九月二十四日	同		福島地方裁判所 長判事	本間季明君	福島地方部長 野崎宏君
同	同		福島地方裁判所 檢事正檢事	青木幹造君	同
十一月一日	同		富山縣知事	檢垣直右君	富山地方部長 山口卯太郎君

○先ニ維持會員トシテ入會セラレタル白河區裁判所判事堀合卓爾君ヨリ金貳圓寄贈セラレタリ

○清浦法相の辭職、會頭の専務

内閣總理大臣の辭職、引續きては閣員全體の辭職談は過般來新聞紙上に散見する所にして思ふに近日の内に或は法相も亦辭職するの事實を見るに至るべきか、法相辭職後は専心會務の爲めに幹旋の勞を採らるゝ由なれば從て將來會務の整理擴張發達を來すべきは勿論にして寧ろ本會の上に取りては此上もなき好都合と謂はざる可からず、最初本會の會頭を推薦するの際異口同音に清浦氏を戴くことは何人も皆一致する所にして司法大臣として官邊に縁故あるの故にあらざりしは今更謂ふを要せず寧ろ官邊の縁故に至ては慊焉の情なきにしも非ず本會の如き私立の協會に在ては宜しく一私人を戴き大に野に在て監獄事業の爲めに運動することそ然るべけれどこの談もありし次第ありしが今回は此談を事實に見ることを得將來本會の爲めに希望を囑すること頗る大なるもの

あり、昨今漸くにして會務整理の緒に就きたるものありと雖も而かも亦是れ普通の瑣事雜務に過ぎず刑事書籍館の設立、監獄制度の研究、不良少年の處分、免囚保護の事業等社會制度の上に尠なからざる關係を有するものは本會の主として將來之に當るを要すべきものにして此の際有力の人を待つに非ずんば到底其の目的を達する能はざるの虞あり、旁々以て此好機會は予輩一片の私情より謂へば一大白を擧げて祝すべきの好運なりと信じ將來の爲めに卜すること  
爾り

### ○寄書規程

- 監獄協會雜誌ニ掲載スヘキ原稿御送付ノ節ハ左ノ規程ニ御準據被下度候
- 一 用紙 半紙、美濃紙ニ御認メテ之ヲ
  - 二 字體 一行廿二字又ハ十一字ニ御認メテ之ヲ
  - 三 假名 楷書又ハ行書ニテ字畫判明ニ御認メテ之ヲ
  - 四 匿名 可成平假名ナルヲ要ス
  - 五 長文 ハ之レヲ避ケカメテ署名セラレタシ若シ雅號ヲ用イラル、場合アルモ其雅號ニハ姓氏ヲ冠シ尙姓名及ヒ住所ハ原稿欄外ニ記載相成タシ
  - 六 規定 ハ數回ニ分割掲載スヘキヲ以テ一回凡五頁以上ニ涉ル寄書ハ五頁以内ニ打切り第一回第何回トシテ一時若クハ數回ニ寄稿相成タシ
  - 七 規程 ヲ準據セサル原稿若クハ掲載シ能ハサル没書ハ其儘本會ニ保存シ特ニ寄稿者ニ返還セサルヘシ
  - 八 〆切 毎月五日迄ニ到達ノモノハ其月、六日以後ノ分ハ翌月ノ雜誌へ掲載スヘシ但緊急ノ事項ハ此限ニ非ス

### 監獄協會

警察監獄學校通譯官兼教授從七位舟橋重三君豫テ病氣ノ處藥石其効ヲ奏セス本月一日死去相成候間此段同氏生前辱知諸君ニ謹告ス

明治卅三年十月

友人 山上義雄

MAGAZINE  
OF THE  
PRISON SOCIETY OF JAPAN.  
No. IX. October, 1900.

VOL. XIII.  
CONTENTS.

Editorial:—

About Prison Supervision.

Leading Articles:—

Mr. Kiyoura's Opinions on Prison System.

Revision of Penal Law.

Prof. M. Tomii.

Abolition on Capital Punishment.

H. Hayasaki.

Lecture:—

The Building of Prisons. (II)

Y. Yamakami.

Miscellaneous.

About the Standard Rule of Prison Constuction. Ueda Sei.

The Necessity of Changing the Name of "Prison." Kado Sanjin.

Intelligences:—

The Ehime Home for Ex-Convicts- the Work for Ex-Convicts  
in Akita Prefecture-Mr. Katayama's Talk on Prisons. Etc.

Statistics:—

The Numer of Prison Inmates on the Last day of July, 1900.

Foreign Intelligence:—

Contributions:—

Prison Notes.

Price seven sen per copy.

THE PRISON SOCIETY.

No. 27 Araki-Machi, Yotsuya, Tokyo, Japan.

The Association Notes.

明治三十三年十月二十日

印發行  
刷行所  
東京市  
麹町區  
幸樂町  
二丁目  
五番地  
刷  
東京市  
麹町區  
永樂町  
二丁目  
三番地

惠監磯磯  
獄村村  
愛協兌政  
堂會貞富